

9 参考

(1) 選挙人名簿登録者数・世帯数及び人口

区 名 区 分		川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
世 帯 数 (R6. 10. 1現在)		128,075	83,918	141,654	119,025	107,093	121,618	82,703	784,086
人 口 (R6. 10. 1現在)	男	124,925	87,912	135,298	116,735	113,292	115,837	86,892	780,891
	女	106,823	85,936	132,619	119,009	121,421	111,627	93,462	770,897
	計	231,748	173,848	267,917	235,744	234,464	227,464	180,354	1,551,788
選挙人名簿 登録者数 (R6. 10. 14現在)	男	103,688	72,473	110,470	96,471	93,743	94,412	71,417	642,674
	女	85,343	69,835	109,668	97,362	100,235	91,839	77,668	631,950
	計	189,031	142,308	220,138	193,833	193,978	186,251	149,085	1,274,624
人口に対する 選挙人名簿登 録者数の比率 (%)	男	83.00	82.44	81.65	82.64	82.74	81.50	82.19	82.30
	女	79.89	81.26	82.69	81.81	82.55	82.27	83.10	81.98
	計	81.57	81.86	82.17	82.22	82.73	81.88	82.66	82.14

当日投票所設営記録写真



下布田小学校



(2) 期日前投票者数日計累計表 他
ア 衆議院小選挙区選出議員選挙

	月 日	10月16日(水)			10月17日(木)			10月18日(金)			10月19日(土)			10月20日(日)			10月21日(月)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
日 計 表	期日前投票場所																		
	川崎区役所	33	43	76	84	79	163	193	155	348	500	355	855	545	482	1,027	500	486	986
	大師支所	22	32	54	51	53	104	133	124	257	289	233	522	349	326	675	296	303	599
	田島支所	33	56	89	43	62	105	107	144	251	215	203	418	309	308	617	279	254	533
	幸区役所	49	102	151	80	112	192	176	166	342	535	503	1,038	680	632	1,312	602	588	1,190
	日吉出張所	14	17	31	31	40	71	97	87	184	283	262	545	492	462	954	221	235	456
	中原区役所	64	67	131	114	98	212	288	263	551	815	727	1,542	1,140	1,026	2,166	910	959	1,869
	国際交流センター	17	31	48	33	42	75	123	121	244	429	370	799	626	577	1,203	348	332	680
	高津区役所	63	83	146	96	145	241	347	340	687	868	813	1,681	1,157	1,040	2,197	990	1,083	2,073
	橋出張所	28	51	79	54	56	110	120	129	249	406	378	784	603	551	1,154	416	411	827
	宮前区役所	108	164	272	143	203	346	403	455	858	931	855	1,786	1,145	1,139	2,284	1,003	1,114	2,117
	向丘出張所	55	105	160	74	106	180	117	138	255	347	325	672	481	467	948	348	373	721
	多摩区役所	92	111	203	133	199	332	497	473	970	1,076	882	1,958	1,419	1,273	2,692	1,012	1,041	2,053
	生田出張所	22	41	63	43	60	103	191	183	374	356	333	689	412	388	800	355	410	765
	麻生区役所	57	61	118	137	139	276	389	383	772	839	817	1,656	1,150	1,057	2,207	964	1,206	2,170
	柿生分庁舎	19	28	47	24	58	82	70	67	137	203	180	383	264	255	519	186	191	377
累 計 表	市 計	676	992	1,668	1,140	1,452	2,592	3,251	3,228	6,479	8,092	7,236	15,328	10,772	9,983	20,755	8,430	8,986	17,416
	川崎区役所	33	43	76	117	122	239	310	277	587	810	632	1,442	1,355	1,114	2,469	1,855	1,600	3,455
	大師支所	22	32	54	73	85	158	206	209	415	495	442	937	844	768	1,612	1,140	1,071	2,211
	田島支所	33	56	89	76	118	194	183	262	445	398	465	863	707	773	1,480	986	1,027	2,013
	幸区役所	49	102	151	129	214	343	305	380	685	840	883	1,723	1,520	1,515	3,035	2,122	2,103	4,225
	日吉出張所	14	17	31	45	57	102	142	144	286	425	406	831	917	868	1,785	1,138	1,103	2,241
	中原区役所	64	67	131	178	165	343	466	428	894	1,281	1,155	2,436	2,421	2,181	4,602	3,331	3,140	6,471
	国際交流センター	17	31	48	50	73	123	173	194	367	602	564	1,166	1,228	1,141	2,369	1,576	1,473	3,049
	高津区役所	63	83	146	159	228	387	506	568	1,074	1,374	1,381	2,755	2,531	2,421	4,952	3,521	3,504	7,025
	橋出張所	28	51	79	82	107	189	202	236	438	608	614	1,222	1,211	1,165	2,376	1,627	1,576	3,203
	宮前区役所	108	164	272	251	367	618	654	822	1,476	1,585	1,677	3,262	2,730	2,816	5,546	3,733	3,930	7,663
	向丘出張所	55	105	160	129	211	340	246	349	595	593	674	1,267	1,074	1,141	2,215	1,422	1,514	2,936
	多摩区役所	92	111	203	225	310	535	722	783	1,505	1,798	1,665	3,463	3,217	2,938	6,155	4,229	3,979	8,208
	生田出張所	22	41	63	65	101	166	256	284	540	612	617	1,229	1,024	1,005	2,029	1,379	1,415	2,794
	麻生区役所	57	61	118	194	200	394	583	583	1,166	1,422	1,400	2,822	2,572	2,457	5,029	3,536	3,663	7,199
	柿生分庁舎	19	28	47	43	86	129	113	153	266	316	333	649	580	588	1,168	766	779	1,545
	市 計	676	992	1,668	1,816	2,444	4,260	5,067	5,672	10,739	13,159	12,908	26,067	23,931	22,891	46,822	32,361	31,877	64,238

10月22日（火）			10月23日（水）			10月24日（木）			10月25日（金）			10月26日（土）		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
721	810	1,531	627	689	1,316	884	956	1,840	883	958	1,841	1,629	1,539	3,168
508	495	1,003	394	407	801	529	560	1,089	571	621	1,192	983	963	1,946
402	416	818	327	367	694	435	488	923	382	465	847	648	649	1,297
891	969	1,860	678	767	1,445	892	1,041	1,933	869	1,012	1,881	1,876	1,715	3,591
403	437	840	373	397	770	447	577	1,024	492	600	1,092	1,306	1,343	2,649
1,311	1,513	2,824	1,247	1,486	2,733	1,409	1,876	3,285	1,675	2,069	3,744	3,032	3,261	6,293
475	585	1,060	467	519	986	548	674	1,222	607	781	1,388	1,522	1,591	3,113
1,125	1,361	2,486	1,115	1,358	2,473	1,249	1,633	2,882	1,425	1,860	3,285	2,417	2,737	5,154
484	501	985	439	476	915	580	653	1,233	551	602	1,153	1,156	1,184	2,340
1,260	1,439	2,699	1,207	1,480	2,687	1,309	1,646	2,955	1,435	1,753	3,188	2,291	2,406	4,697
475	564	1,039	414	536	950	509	631	1,140	489	631	1,120	817	945	1,762
1,209	1,271	2,480	1,111	1,187	2,298	1,266	1,496	2,762	1,435	1,642	3,077	2,834	2,846	5,680
427	515	942	417	502	919	427	587	1,014	495	594	1,089	870	988	1,858
1,641	2,024	3,665	1,487	1,903	3,390	1,594	2,255	3,849	1,679	2,455	4,134	2,799	3,261	6,060
309	327	636	315	329	644	313	378	691	295	367	662	620	647	1,267
11,641	13,227	24,868	10,618	12,403	23,021	12,391	15,451	27,842	13,283	16,410	29,693	24,800	26,075	50,875
2,576	2,410	4,986	3,203	3,099	6,302	4,087	4,055	8,142	4,970	5,013	9,983	6,599	6,552	13,151
1,648	1,566	3,214	2,042	1,973	4,015	2,571	2,533	5,104	3,142	3,154	6,296	4,125	4,117	8,242
1,388	1,443	2,831	1,715	1,810	3,525	2,150	2,298	4,448	2,532	2,763	5,295	3,180	3,412	6,592
3,013	3,072	6,085	3,691	3,839	7,530	4,583	4,880	9,463	5,452	5,892	11,344	7,328	7,607	14,935
1,541	1,540	3,081	1,914	1,937	3,851	2,361	2,514	4,875	2,853	3,114	5,967	4,159	4,457	8,616
4,642	4,653	9,295	5,889	6,139	12,028	7,298	8,015	15,313	8,973	10,084	19,057	12,005	13,345	25,350
2,051	2,058	4,109	2,518	2,577	5,095	3,066	3,251	6,317	3,673	4,032	7,705	5,195	5,623	10,818
4,646	4,865	9,511	5,761	6,223	11,984	7,010	7,856	14,866	8,435	9,716	18,151	10,852	12,453	23,305
2,111	2,077	4,188	2,550	2,553	5,103	3,130	3,206	6,336	3,681	3,808	7,489	4,837	4,992	9,829
4,993	5,369	10,362	6,200	6,849	13,049	7,509	8,495	16,004	8,944	10,248	19,192	11,235	12,654	23,889
1,897	2,078	3,975	2,311	2,614	4,925	2,820	3,245	6,065	3,309	3,876	7,185	4,126	4,821	8,947
5,438	5,250	10,688	6,549	6,437	12,986	7,815	7,933	15,748	9,250	9,575	18,825	12,084	12,421	24,505
1,806	1,930	3,736	2,223	2,432	4,655	2,650	3,019	5,669	3,145	3,613	6,758	4,015	4,601	8,616
5,177	5,687	10,864	6,664	7,590	14,254	8,258	9,845	18,103	9,937	12,300	22,237	12,736	15,561	28,297
1,075	1,106	2,181	1,390	1,435	2,825	1,703	1,813	3,516	1,998	2,180	4,178	2,618	2,827	5,445
44,002	45,104	89,106	54,620	57,507	112,127	67,011	72,958	139,969	80,294	89,368	169,662	105,094	115,443	220,537

不在者投票者数一覧表

	不在者投票者数	
川崎区	468	(4)
幸区	356	(1)
中原区	472	(0)
高津区	464	(0)
宮前区	539	(0)
多摩区	499	(0)
麻生区	450	(2)
市 計	3248	(7)

※（ ）内は、選挙期日には選挙権を有することとなるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない者が区役所等で行った数で、内数です。

区 別 合 計		
男	女	計
13,904	14,081	27,985
11,487	12,064	23,551
17,200	18,968	36,168
15,689	17,445	33,134
15,361	17,475	32,836
16,099	17,022	33,121
15,354	18,388	33,742
105,094	115,443	220,537

イ 衆議院比例代表選出議員選挙

	月 日	10月16日(水)			10月17日(木)			10月18日(金)			10月19日(土)			10月20日(日)			10月21日(月)			
	期日前投票場所	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
日	川崎区役所	33	43	76	84	79	163	193	155	348	500	355	855	545	482	1,027	500	486	986	
	大師支所	22	32	54	51	53	104	133	124	257	289	233	522	349	326	675	297	303	600	
	田島支所	33	56	89	43	62	105	108	144	252	215	203	418	309	308	617	280	254	534	
	幸区役所	49	102	151	81	112	193	176	166	342	535	503	1,038	680	632	1,312	602	588	1,190	
	日吉出張所	14	17	31	31	40	71	97	87	184	283	262	545	492	462	954	221	235	456	
	中原区役所	64	67	131	114	98	212	288	263	551	816	727	1,543	1,140	1,025	2,165	910	959	1,869	
計	国際交流センター	17	31	48	33	42	75	123	121	244	429	370	799	626	577	1,203	348	332	680	
	高津区役所	63	83	146	96	145	241	347	340	687	868	813	1,681	1,157	1,040	2,197	991	1,084	2,075	
	橋出張所	28	51	79	54	56	110	120	129	249	406	378	784	603	551	1,154	416	411	827	
	宮前区役所	108	164	272	143	203	346	404	455	859	931	855	1,786	1,145	1,139	2,284	1,003	1,114	2,117	
	向丘出張所	55	105	160	74	106	180	117	138	255	347	325	672	481	467	948	348	373	721	
	多摩区役所	92	111	203	133	199	332	498	473	971	1,076	882	1,958	1,420	1,273	2,693	1,012	1,041	2,053	
表	生田出張所	22	41	63	43	60	103	191	183	374	356	333	689	412	388	800	355	410	765	
	麻生区役所	57	61	118	137	139	276	388	383	771	839	817	1,656	1,150	1,057	2,207	964	1,206	2,170	
	柿生分庁舎	19	28	47	24	58	82	70	67	137	203	180	383	264	255	519	186	192	378	
	市 計	676	992	1,668	1,141	1,452	2,593	3,253	3,228	6,481	8,093	7,236	15,329	10,773	9,982	20,755	8,433	8,988	17,421	
	累	川崎区役所	33	43	76	117	122	239	310	277	587	810	632	1,442	1,355	1,114	2,469	1,855	1,600	3,455
		大師支所	22	32	54	73	85	158	206	209	415	495	442	937	844	768	1,612	1,141	1,071	2,212
田島支所		33	56	89	76	118	194	184	262	446	399	465	864	708	773	1,481	988	1,027	2,015	
幸区役所		49	102	151	130	214	344	306	380	686	841	883	1,724	1,521	1,515	3,036	2,123	2,103	4,226	
日吉出張所		14	17	31	45	57	102	142	144	286	425	406	831	917	868	1,785	1,138	1,103	2,241	
中原区役所		64	67	131	178	165	343	466	428	894	1,282	1,155	2,437	2,422	2,180	4,602	3,332	3,139	6,471	
国際交流センター		17	31	48	50	73	123	173	194	367	602	564	1,166	1,228	1,141	2,369	1,576	1,473	3,049	
計		高津区役所	63	83	146	159	228	387	506	568	1,074	1,374	1,381	2,755	2,531	2,421	4,952	3,522	3,505	7,027
		橋出張所	28	51	79	82	107	189	202	236	438	608	614	1,222	1,211	1,165	2,376	1,627	1,576	3,203
		宮前区役所	108	164	272	251	367	618	655	822	1,477	1,586	1,677	3,263	2,731	2,816	5,547	3,734	3,930	7,664
		向丘出張所	55	105	160	129	211	340	246	349	595	593	674	1,267	1,074	1,141	2,215	1,422	1,514	2,936
		多摩区役所	92	111	203	225	310	535	723	783	1,506	1,799	1,665	3,464	3,219	2,938	6,157	4,231	3,979	8,210
		生田出張所	22	41	63	65	101	166	256	284	540	612	617	1,229	1,024	1,005	2,029	1,379	1,415	2,794
表		麻生区役所	57	61	118	194	200	394	582	583	1,165	1,421	1,400	2,821	2,571	2,457	5,028	3,535	3,663	7,198
		柿生分庁舎	19	28	47	43	86	129	113	153	266	316	333	649	580	588	1,168	766	780	1,546
		市 計	676	992	1,668	1,817	2,444	4,261	5,070	5,672	10,742	13,163	12,908	26,071	23,936	22,890	46,826	32,369	31,878	64,247

10月22日（火）			10月23日（水）			10月24日（木）			10月25日（金）			10月26日（土）		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
721	810	1,531	627	689	1,316	884	956	1,840	883	958	1,841	1,629	1,538	3,167
508	495	1,003	394	407	801	529	560	1,089	571	621	1,192	983	963	1,946
402	416	818	327	367	694	435	488	923	382	465	847	648	649	1,297
891	969	1,860	678	767	1,445	892	1,041	1,933	869	1,012	1,881	1,876	1,715	3,591
404	437	841	373	397	770	447	578	1,025	492	600	1,092	1,306	1,343	2,649
1,311	1,514	2,825	1,249	1,486	2,735	1,409	1,876	3,285	1,675	2,069	3,744	3,032	3,261	6,293
475	585	1,060	467	519	986	548	675	1,223	607	782	1,389	1,522	1,591	3,113
1,125	1,360	2,485	1,115	1,357	2,472	1,249	1,633	2,882	1,425	1,860	3,285	2,418	2,737	5,155
484	501	985	439	476	915	580	653	1,233	551	602	1,153	1,156	1,184	2,340
1,260	1,438	2,698	1,208	1,481	2,689	1,309	1,646	2,955	1,435	1,753	3,188	2,291	2,405	4,696
475	564	1,039	414	536	950	509	631	1,140	489	631	1,120	817	945	1,762
1,209	1,271	2,480	1,111	1,187	2,298	1,266	1,496	2,762	1,435	1,642	3,077	2,834	2,846	5,680
427	515	942	417	502	919	427	587	1,014	495	594	1,089	870	988	1,858
1,641	2,024	3,665	1,487	1,903	3,390	1,594	2,255	3,849	1,679	2,455	4,134	2,798	3,261	6,059
309	327	636	315	329	644	313	378	691	295	367	662	620	647	1,267
11,642	13,226	24,868	10,621	12,403	23,024	12,391	15,453	27,844	13,283	16,411	29,694	24,800	26,073	50,873
2,576	2,410	4,986	3,203	3,099	6,302	4,087	4,055	8,142	4,970	5,013	9,983	6,599	6,551	13,150
1,649	1,566	3,215	2,043	1,973	4,016	2,572	2,533	5,105	3,143	3,154	6,297	4,126	4,117	8,243
1,390	1,443	2,833	1,717	1,810	3,527	2,152	2,298	4,450	2,534	2,763	5,297	3,182	3,412	6,594
3,014	3,072	6,086	3,692	3,839	7,531	4,584	4,880	9,464	5,453	5,892	11,345	7,329	7,607	14,936
1,542	1,540	3,082	1,915	1,937	3,852	2,362	2,515	4,877	2,854	3,115	5,969	4,160	4,458	8,618
4,643	4,653	9,296	5,892	6,139	12,031	7,301	8,015	15,316	8,976	10,084	19,060	12,008	13,345	25,353
2,051	2,058	4,109	2,518	2,577	5,095	3,066	3,252	6,318	3,673	4,034	7,707	5,195	5,625	10,820
4,647	4,865	9,512	5,762	6,222	11,984	7,011	7,855	14,866	8,436	9,715	18,151	10,854	12,452	23,306
2,111	2,077	4,188	2,550	2,553	5,103	3,130	3,206	6,336	3,681	3,808	7,489	4,837	4,992	9,829
4,994	5,368	10,362	6,202	6,849	13,051	7,511	8,495	16,006	8,946	10,248	19,194	11,237	12,653	23,890
1,897	2,078	3,975	2,311	2,614	4,925	2,820	3,245	6,065	3,309	3,876	7,185	4,126	4,821	8,947
5,440	5,250	10,690	6,551	6,437	12,988	7,817	7,933	15,750	9,252	9,575	18,827	12,086	12,421	24,507
1,806	1,930	3,736	2,223	2,432	4,655	2,650	3,019	5,669	3,145	3,613	6,758	4,015	4,601	8,616
5,176	5,687	10,863	6,663	7,590	14,253	8,257	9,845	18,102	9,936	12,300	22,236	12,734	15,561	28,295
1,075	1,107	2,182	1,390	1,436	2,826	1,703	1,814	3,517	1,998	2,181	4,179	2,618	2,828	5,446
44,011	45,104	89,115	54,632	57,507	112,139	67,023	72,960	139,983	80,306	89,371	169,677	105,106	115,444	220,550

不在者投票者数一覧表

	不在者投票者数	
川崎区	467	(4)
幸区	355	(1)
中原区	473	(0)
高津区	465	(0)
宮前区	550	(0)
多摩区	500	(0)
麻生区	451	(2)
市 計	3261	(7)

※（ ）内は、選挙期日には選挙権を有することとなるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない者が区役所等で行った数で、内数です。

区 別 合 計		
男	女	計
13,907	14,080	27,987
11,489	12,065	23,554
17,203	18,970	36,173
15,691	17,444	33,135
15,363	17,474	32,837
16,101	17,022	33,123
15,352	18,389	33,741
105,106	115,444	220,550

ウ 最高裁判所裁判官国民審査

	月 日	10月16日(水)			10月17日(木)			10月18日(金)			10月19日(土)			10月20日(日)			10月21日(月)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
日 計 表	期日前投票場所																		
	川崎区役所	33	43	76	84	79	163	191	155	346	499	355	854	545	482	1,027	500	486	986
	大師支所	22	32	54	51	52	103	133	124	257	289	233	522	349	325	674	297	303	600
	田島支所	33	56	89	43	61	104	108	144	252	215	202	417	308	308	616	278	253	531
	幸区役所	49	102	151	79	112	191	174	166	340	530	498	1,028	678	632	1,310	600	588	1,188
	日吉出張所	14	17	31	31	40	71	97	83	180	283	262	545	492	460	952	216	234	450
	中原区役所	63	67	130	114	97	211	288	263	551	815	727	1,542	1,139	1,024	2,163	908	958	1,866
	国際交流センター	17	31	48	33	42	75	123	121	244	429	370	799	626	577	1,203	347	332	679
	高津区役所	62	79	141	95	145	240	345	338	683	868	813	1,681	1,155	1,037	2,192	987	1,081	2,068
	橘出張所	28	51	79	54	56	110	119	128	247	406	377	783	603	551	1,154	416	411	827
	宮前区役所	107	164	271	143	202	345	403	455	858	929	854	1,783	1,145	1,138	2,283	1,000	1,114	2,114
	向丘出張所	54	103	157	74	105	179	116	138	254	346	324	670	481	466	947	347	373	720
	多摩区役所	91	109	200	131	199	330	496	473	969	1,074	880	1,954	1,418	1,273	2,691	1,010	1,040	2,050
	生田出張所	21	41	62	43	60	103	191	180	371	353	331	684	412	388	800	355	410	765
	麻生区役所	57	61	118	137	139	276	388	383	771	839	817	1,656	1,149	1,056	2,205	964	1,202	2,166
	柿生分庁舎	19	28	47	22	57	79	70	67	137	202	179	381	263	255	518	186	191	377
	市 計	670	984	1,654	1,134	1,446	2,580	3,242	3,218	6,460	8,077	7,222	15,299	10,763	9,972	20,735	8,411	8,976	17,387
累 計 表	川崎区役所	33	43	76	117	122	239	308	277	585	807	632	1,439	1,352	1,114	2,466	1,852	1,600	3,452
	大師支所	22	32	54	73	84	157	206	208	414	495	441	936	844	766	1,610	1,141	1,069	2,210
	田島支所	33	56	89	76	117	193	184	261	445	399	463	862	707	771	1,478	985	1,024	2,009
	幸区役所	49	102	151	128	214	342	302	380	682	832	878	1,710	1,510	1,510	3,020	2,110	2,098	4,208
	日吉出張所	14	17	31	45	57	102	142	140	282	425	402	827	917	862	1,779	1,133	1,096	2,229
	中原区役所	63	67	130	177	164	341	465	427	892	1,280	1,154	2,434	2,419	2,178	4,597	3,327	3,136	6,463
	国際交流センター	17	31	48	50	73	123	173	194	367	602	564	1,166	1,228	1,141	2,369	1,575	1,473	3,048
	高津区役所	62	79	141	157	224	381	502	562	1,064	1,370	1,375	2,745	2,525	2,412	4,937	3,512	3,493	7,005
	橘出張所	28	51	79	82	107	189	201	235	436	607	612	1,219	1,210	1,163	2,373	1,626	1,574	3,200
	宮前区役所	107	164	271	250	366	616	653	821	1,474	1,582	1,675	3,257	2,727	2,813	5,540	3,727	3,927	7,654
	向丘出張所	54	103	157	128	208	336	244	346	590	590	670	1,260	1,071	1,136	2,207	1,418	1,509	2,927
	多摩区役所	91	109	200	222	308	530	718	781	1,499	1,792	1,661	3,453	3,210	2,934	6,144	4,220	3,974	8,194
	生田出張所	21	41	62	64	101	165	255	281	536	608	612	1,220	1,020	1,000	2,020	1,375	1,410	2,785
	麻生区役所	57	61	118	194	200	394	582	583	1,165	1,421	1,400	2,821	2,570	2,456	5,026	3,534	3,658	7,192
	柿生分庁舎	19	28	47	41	85	126	111	152	263	313	331	644	576	586	1,162	762	777	1,539
	市 計	670	984	1,654	1,804	2,430	4,234	5,046	5,648	10,694	13,123	12,870	25,993	23,886	22,842	46,728	32,297	31,818	64,115

10月22日（火）			10月23日（水）			10月24日（木）			10月25日（金）			10月26日（土）		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
720	809	1,529	627	689	1,316	884	956	1,840	881	957	1,838	1,628	1,539	3,167
507	494	1,001	394	407	801	528	560	1,088	570	620	1,190	983	963	1,946
402	416	818	327	367	694	435	487	922	380	465	845	648	646	1,294
891	969	1,860	675	765	1,440	891	1,036	1,927	866	1,008	1,874	1,870	1,714	3,584
401	433	834	373	395	768	445	574	1,019	489	598	1,087	1,301	1,342	2,643
1,311	1,511	2,822	1,247	1,484	2,731	1,405	1,874	3,279	1,669	2,069	3,738	3,028	3,258	6,286
473	582	1,055	466	517	983	547	673	1,220	607	781	1,388	1,517	1,588	3,105
1,124	1,358	2,482	1,113	1,356	2,469	1,244	1,631	2,875	1,422	1,855	3,277	2,416	2,732	5,148
483	500	983	439	476	915	579	653	1,232	551	602	1,153	1,156	1,182	2,338
1,257	1,437	2,694	1,208	1,480	2,688	1,306	1,645	2,951	1,435	1,752	3,187	2,289	2,403	4,692
474	564	1,038	414	536	950	509	630	1,139	489	629	1,118	816	943	1,759
1,207	1,269	2,476	1,109	1,187	2,296	1,264	1,495	2,759	1,434	1,640	3,074	2,831	2,845	5,676
426	513	939	416	502	918	426	587	1,013	495	593	1,088	868	987	1,855
1,640	2,024	3,664	1,484	1,901	3,385	1,591	2,252	3,843	1,679	2,454	4,133	2,796	3,259	6,055
309	325	634	313	329	642	313	378	691	295	367	662	620	646	1,266
11,625	13,204	24,829	10,605	12,391	22,996	12,367	15,431	27,798	13,262	16,390	29,652	24,767	26,047	50,814
2,572	2,409	4,981	3,199	3,098	6,297	4,083	4,054	8,137	4,964	5,011	9,975	6,592	6,550	13,142
1,648	1,563	3,211	2,042	1,970	4,012	2,570	2,530	5,100	3,140	3,150	6,290	4,123	4,113	8,236
1,387	1,440	2,827	1,714	1,807	3,521	2,149	2,294	4,443	2,529	2,759	5,288	3,177	3,405	6,582
3,001	3,067	6,068	3,676	3,832	7,508	4,567	4,868	9,435	5,433	5,876	11,309	7,303	7,590	14,893
1,534	1,529	3,063	1,907	1,924	3,831	2,352	2,498	4,850	2,841	3,096	5,937	4,142	4,438	8,580
4,638	4,647	9,285	5,885	6,131	12,016	7,290	8,005	15,295	8,959	10,074	19,033	11,987	13,332	25,319
2,048	2,055	4,103	2,514	2,572	5,086	3,061	3,245	6,306	3,668	4,026	7,694	5,185	5,614	10,799
4,636	4,851	9,487	5,749	6,207	11,956	6,993	7,838	14,831	8,415	9,693	18,108	10,831	12,425	23,256
2,109	2,074	4,183	2,548	2,550	5,098	3,127	3,203	6,330	3,678	3,805	7,483	4,834	4,987	9,821
4,984	5,364	10,348	6,192	6,844	13,036	7,498	8,489	15,987	8,933	10,241	19,174	11,222	12,644	23,866
1,892	2,073	3,965	2,306	2,609	4,915	2,815	3,239	6,054	3,304	3,868	7,172	4,120	4,811	8,931
5,427	5,243	10,670	6,536	6,430	12,966	7,800	7,925	15,725	9,234	9,565	18,799	12,065	12,410	24,475
1,801	1,923	3,724	2,217	2,425	4,642	2,643	3,012	5,655	3,138	3,605	6,743	4,006	4,592	8,598
5,174	5,682	10,856	6,658	7,583	14,241	8,249	9,835	18,084	9,928	12,289	22,217	12,724	15,548	28,272
1,071	1,102	2,173	1,384	1,431	2,815	1,697	1,809	3,506	1,992	2,176	4,168	2,612	2,822	5,434
43,922	45,022	88,944	54,527	57,413	111,940	66,894	72,844	139,738	80,156	89,234	169,390	104,923	115,281	220,204

不在者投票者数一覧表

	不在者投票者数	
川崎区	463	(4)
幸区	355	(1)
中原区	468	(0)
高津区	462	(0)
宮前区	535	(0)
多摩区	496	(0)
麻生区	448	(2)
市 計	3227	(7)

※（ ）内は、選挙期日には選挙権を有することとなるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない者が区役所等で行った数で、内数です。

区 別 合 計		
男	女	計
13,892	14,068	27,960
11,445	12,028	23,473
17,172	18,946	36,118
15,665	17,412	33,077
15,342	17,455	32,797
16,071	17,002	33,073
15,336	18,370	33,706
104,923	115,281	220,204

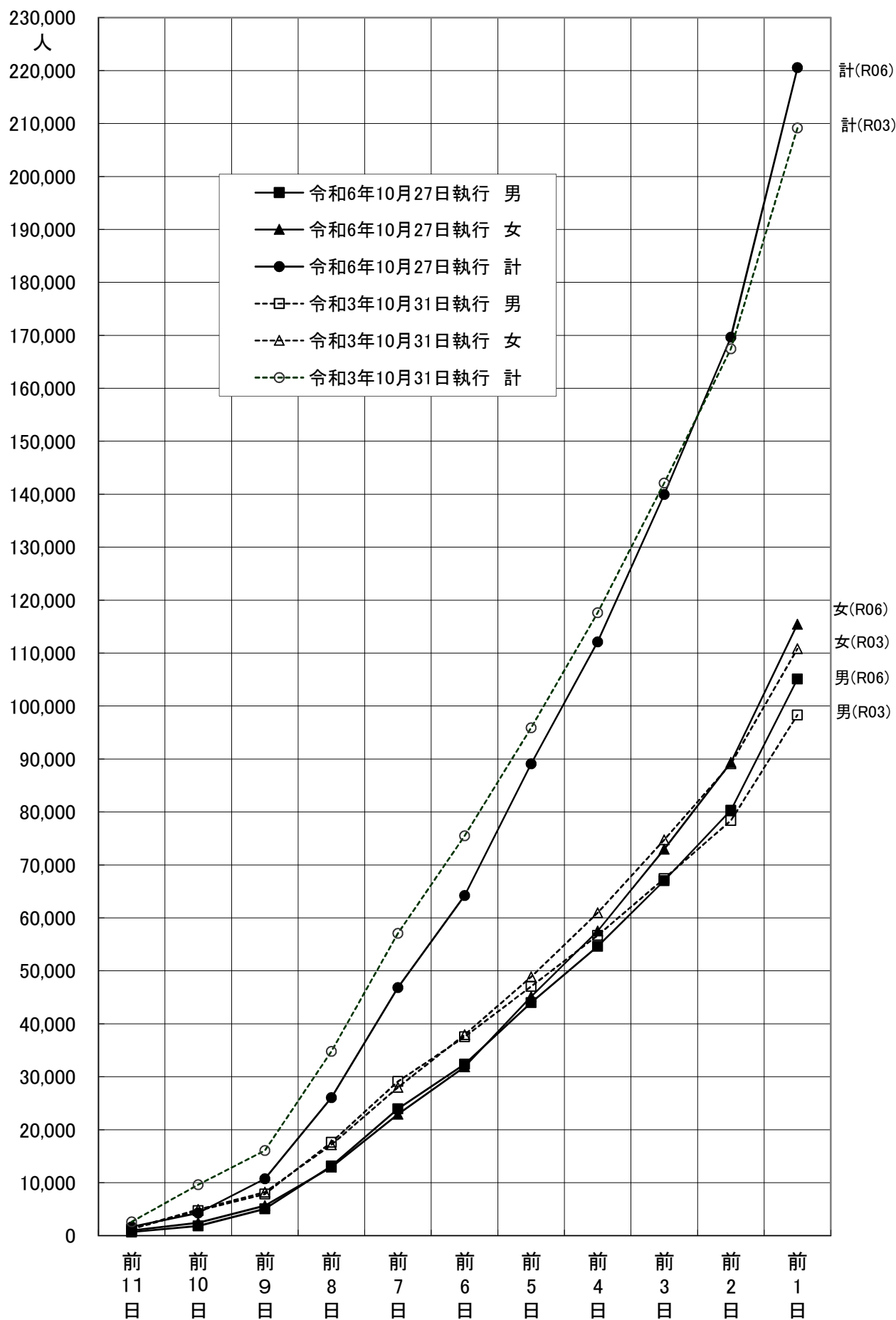
投票用紙記入補助具写真



投票用紙をセットした状態



(3) 男女別期日前投票者数の推移(衆議院小選挙区選出議員選挙)



(4) 第 50 回衆議院議員総選挙の概要（川崎市）

(注) 法＝公職選挙法 令＝公職選挙法施行令 規則＝公職選挙法施行規則
(例：法 143①Ⅲ・・・公職選挙法第 143 条第 1 項第 3 号)

項 目	衆議院小選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙
1 基本的事項		
(1) 選挙管理機関	県選挙管理委員会 (法 5)	中央選挙管理会 (法 5)
(2) 定 数	神奈川県 20 人 (川崎市 4 人) (総定数 289 人、選挙区の定数 1 人) (法 4①、13①、法別表第 1)	23 人 (総定数 176 人、南関東選挙区 定数 23 人) (法 4①、13②、法別表第 2)
(3) 選 挙 権	日本国民で年齢満 18 年以上の者(住所要件なし) (法 9①) ただし、選挙権行使のためには選挙人名簿又は在外選挙人名簿への登録が要件 (法 42①)	
(4) 被 選 挙 権	日本国民で年齢満 25 年以上の者 (住所要件なし) (法 10①Ⅰ、②)	
(5) 選 挙 区	第 9 区 川崎市(多摩区、麻生区) 第 10 区 川崎市(川崎区、幸区) 第 18 区 川崎市(中原区、高津区) 第 19 区 川崎市(宮前区)、横浜市(都筑区) (法 13①、法別表第 1)	南関東選挙区 千葉県、神奈川県、山梨県 (法 13②、法別表第 2)
(6) 投 票 区	164 箇所 (法 17、令 141 の 2)	
(7) 開 票 区	7 開票区 (1 区 1 開票区) (法 18、令 141 の 2)	
(8) 選挙人名簿 登録者数等	①令和 6 年 10 月 14 日現在 1, 274, 624 人 (川崎市) 第 9 区 335,336 人 第 10 区 331,339 人 第 18 区 413,971 人 第 19 区 193,978 人 ②選挙時登録 ＊基準日 年齢 10 月 27 日 住所 10 月 14 日 ＊登録日 10 月 14 日 ③被登録要件 ＊年齢要件 平成 18 年 10 月 28 日以前に出生 ＊住所要件 ア 令和 6 年 7 月 14 日以前に川崎市に転入届をし、引き続き 10 月 14 日現在 市内のいずれかの区に住民登録があり、かつ在住していること。 イ アのほか、引き続き 3 箇月以上川崎市で住民登録され、かつ、転出後 4 か月 を経過していないこと (法 21①②、22)	
(9) 在外選挙人名簿登録 者数等	①令和 6 年 10 月 14 日現在 2, 357 人 ②登録方法 選挙人からの申請に基づき登録を行う。 (法 30 の 2③) ③被登録要件 年齢要件 登録の申請を行う時点で、満 18 年以上の日本国民 住所要件 在外公館に出向いて登録申請を行う場合 (在外公館申請) は、選挙 人の住所を管轄する領事館等の管轄区域内に引き続き 3 箇月以上住所 を有すること (住所要件を満たしていなくても登録の申請自体は可 能)。 国外転出届をした後、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会に申 請した場合 (出国時申請) は、国外に住所を有することが確認でき次 第。 (法 30 の 4、30 の 5)	

項 目	衆議院小選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙
(10) 任 期 満 了 日	令和7年10月30日 (法 256)	
(11) 選 挙 期 日	① 任期満了日前30日以内 (法 31①) ② 上記の期間が衆議院開会中又は衆議院閉会の日から23日以内にかかる場合は、衆議院閉会の日から24日以後30日以内 (法 31②) ③ 解散の場合、解散の日から40日以内 (法 31③)	
(12) 選挙期日の公示	少なくとも12日前 (法 31④)	
(13) 立 候 補 期 間	公示日のみ (法 86①、②、③)	公示日のみ (法 86 の 2②)
(14) 立 候 補 の 方 法	① 候補者届出ができるもの ア 政党その他の政治団体で、次の要件のいずれかに該当するもの (イ) 所属国会議員 5人以上 (ロ) 令和3年10月の衆院小選挙区選挙若しくは比例代表選挙又は令和4年7月の参院選挙区選挙若しくは比例代表選挙の4つの選挙のうちのいずれかの得票総数が全国の有効投票総数の2%以上 (法 86①) イ 候補者となろうとする者 (法 86②) ウ 他人を衆議院議員の候補者としようとする者 (法 86③) ② 郵便等によることなく文書で届け出る。 (法 86①②③) ① 衆議院名簿届出ができるもの 政党その他の政治団体で、次の要件のいずれかに該当するもの ア 所属国会議員 5人以上 イ 令和3年10月の衆院小選挙区選挙若しくは比例代表選挙又は令和4年7月の参院選挙区選挙若しくは比例代表選挙の4つの選挙のうちのいずれかの得票総数が全国の有効投票総数の2%以上 ウ 衆議院名簿登載者の数が当該選挙区の定数の2割以上 (法 86 の 2①) ② 衆議院名簿の届出 (法 86 の 2①) ①に該当する政党等は、当該政党等に所属する者に当選の順位を付し、衆議院名簿を届け出る。 ③ 郵便等によることなく必要文書を添えて届け出る。 (法 86 の 2②) ④ 重複立候補 ①のア、イに該当する政党等は、当該選挙区内の小選挙区選出議員選挙における候補者を比例代表選出議員選挙の衆議院名簿登載者とすることができる。 (法 86 の 2④) 重複立候補が2人以上ある場合、全部又は一部について当選の順位を同一にできる。 (法 86 の 2⑥) ⑤ 衆議院名簿登載者の数 選挙区定数以内(重複立候補を除く) (法 86 の 2⑤) ⑥ 政党その他の政治団体の名称の届出及び保護 ①のア、イに該当する政党等は、衆議院総選挙の期日後30日以内(総選挙の期日後24日を経過する日から任期満了日前90日又は解散の日のいずれか早い日までの間にア、イに該当することになった場合は7日以内)に、名称及び一の略称を中央選管に届け出ることで、他の政党等の当該名称・略称及び類似名称・略称の使用が禁止される(告示が要件となる)。 (法 86 の 2③、86 の 6)	

項 目	衆議院小選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙																																					
(15) 投 票 方 法	投票用紙(あさぎ色地に黒字印刷)に候補者1人の氏名を自書する。 (法 46①)	投票用紙(ピンク色地に黒字印刷)に1の政党等の名称又は略称を自書する。 (法 46②)																																					
(16) 期日前投票期間	公示日の翌日から選挙期日の前日まで 名簿登録地の市区町村の期日前投票所において行う。 (法 48 の 2)																																						
(17) 不在者投票期間	公示日の翌日から選挙期日の前日まで (法 49、令 56~59 の 5 の 4) ただし、投票用紙の交付請求は、公示日前からできる。 (郵便等投票のための請求は選挙期日前4日まで、国外不在者投票のための請求は選挙期日前3日まで) (令 59 の 4、59 の 5 の 4)																																						
(18) 洋 上 投 票	遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船する船員(実習を行うため航海する学生、生徒等で船員手帳に準ずる文書(練習船実習生証明書)の交付を受けている者を含む。)は、ファクシミリ装置を用いて不在者投票をすることができる。 (法 49⑦、令 59 の 6)																																						
(19) 南 極 投 票	国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人で一定の者は、ファクシミリ装置を用いて不在者投票をすることができる。 (法 49⑨、令 59 の 8)																																						
(20) 在 外 投 票	在外選挙人名簿に登録されている選挙人は、次の方法により投票することができる。 ・在外公館等で行う在外公館投票 ・現在する場所で投票する郵便等投票 ・国内における当日投票、期日前投票、不在者投票 (法 49 の 2)																																						
(21) 当選人決定方法	有効投票の最多数を得た者(1人)をもって当選人とする。 (ただし、法定得票数に達しなかった者は除く。) (法 95)	各選挙区ごとに各政党等の得票数に比例(ドント式により算出)して当選人数を与え、各政党等の当選人は名簿登載順。 (ただし、重複立候補者で小選挙区選挙で供託物没収点に達しなかった者は除く。) (法 95 の 2①②④⑥) (ドント式算出例)(定数6人の場合) <table><tr><td colspan="2">届出政党等名</td><td>A 党</td><td>B 党</td><td>C 党</td></tr><tr><td colspan="2">名簿登載者数</td><td>4 人</td><td>4 人</td><td>4 人</td></tr><tr><td colspan="2">得 票 数</td><td>1, 000</td><td>700</td><td>300</td></tr><tr><td rowspan="4">除 数</td><td>1</td><td><u>1, 000</u></td><td><u>700</u></td><td><u>300</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>500</u></td><td><u>350</u></td><td>150</td></tr><tr><td>3</td><td><u>333</u></td><td>233</td><td>100</td></tr><tr><td>4</td><td>250</td><td>175</td><td>75</td></tr><tr><td colspan="2">当 選 人 数</td><td>3 人</td><td>2 人</td><td>1 人</td></tr></table> 同一順位に名簿登載された重複立候補者の当選順位は、小選挙区選出議員選挙における得票数の当該選挙区における最多得票者の得票数に対する割合(惜敗率)の大きい者から順次定める。 (法 95 の 2③)	届出政党等名		A 党	B 党	C 党	名簿登載者数		4 人	4 人	4 人	得 票 数		1, 000	700	300	除 数	1	<u>1, 000</u>	<u>700</u>	<u>300</u>	2	<u>500</u>	<u>350</u>	150	3	<u>333</u>	233	100	4	250	175	75	当 選 人 数		3 人	2 人	1 人
届出政党等名		A 党	B 党	C 党																																			
名簿登載者数		4 人	4 人	4 人																																			
得 票 数		1, 000	700	300																																			
除 数	1	<u>1, 000</u>	<u>700</u>	<u>300</u>																																			
	2	<u>500</u>	<u>350</u>	150																																			
	3	<u>333</u>	233	100																																			
	4	250	175	75																																			
当 選 人 数		3 人	2 人	1 人																																			
(22) 供 託 金	300 万円 (法 92① I)	衆議院名簿登載者数×600 万円 重複立候補者は 300 万円 (法 92②)																																					
(23) 供 託 金 没 収	$\frac{1}{10}$ 有効投票総数× に達しない者 (法 93① I)	次の()内の金額が、当該名簿届出政党等に係る供託金の額に達しないとき 重複立候補者の 比例代表 供託額-(300 万円×うち小選挙区選+600 万円×選挙の ×2) 挙の当選者数 当選者数 (法 94①)																																					
(24) 法 定 得 票 数	$\frac{1}{6}$ 以上 有効投票総数× (法 95① I)	制 度 な し																																					

項 目	衆議院小選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙
	候 補 者 個 人	候補者届出政党	名 簿 届 出 政 党 等
2 選挙運動			
(1) 選挙事務所	1 箇所 (法 131①Ⅰ)	候補者を届け出た選挙区ごとに 1 箇所 (法 131①Ⅰ)	選挙区の区域内の都道府県ごとに 1 箇所 (法 131①Ⅱ)
(2) 自動車・船舶	1 台(1 隻) 供託金没収者を除き 費用公営 (法 141①⑦)	候補者を届け出た都道府県ごとに 届出候補者数 3 人まで 1 台 超える 10 人ごと 1 台追加 (法 141②)	名簿を届け出た選挙区において 名簿登載者数 5 人まで 1 台 超える 10 人ごと 1 台追加 (法 141③)
(3) 拡声機 (携帯用のものを含む。)	・ 1 そろい ・ 個人演説会の開催中は会場において別に 1 そろいの使用ができる。 (法 141①)	候補者を届け出た都道府県ごとに 届出候補者数 3 人まで 1 そろい 超える 10 人ごと 1 そろい追加 ・ 政党演説会の開催中は会場において別に 1 そろいの使用ができる。 (法 141②)	名簿を届け出た選挙区において ・ 名簿登載者数 5 人まで 1 そろい 超える 10 人ごと 1 そろい追加 ・ 政党等演説会の開催中は会場において別に 1 そろいの使用ができる。 (法 141③)
(4) 選挙運動用通常葉書	35,000 枚以内 郵送料は無料であり、作成費についても 供託金没収者を除き費用公営 (法 142①Ⅰ⑤⑩)	候補者を届け出た都道府県ごとに 20,000 枚に届出候補者数を乗じて得た枚数以内(郵送料は有料) (法 142②⑤)	制 度 な し 小選挙区選挙の選挙運動用通常葉書において 運動できる。 (法 178 の 3①)
(5) 選挙運動用ビラ	・ 2 種類以内 ・ 70,000 枚以内 ・ 29.7 cm×21 cm 以内 [A 4 判以内] 供託金没収者を除き 費用公営 (法 142①Ⅰ⑧⑩)	候補者を届け出た選挙区ごとに ・ 種類制限なし ・ 40,000 枚以内 ・ 42 cm×29.7 cm 以内 [A 3 判以内] (法 142②⑧)	名簿を届け出た選挙区において ・ 2 種類以内 ・ 枚数制限なし ・ 規格制限なし (法 142③)
(6) パンフレット又は書籍 の頒布	制 度 な し	・ 本部において直接発行するもの ・ 国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもので総務大臣に届け出たもの 2 種類(そのうち 1 種類は要旨等を記載したもの) ・ 数量制限なし ・ 規格制限なし (法 142 の 2①)	
(7) 選挙運動用ポスター	・ ポスター掲示場ごとに 1 枚だけ ・ 42 cm×30 cm 以内 タブロイド型 供託金没収者を除き 費用公営 (法 143①Ⅴ③④、144④)	候補者を届け出た選挙区ごとに ・ 種類制限なし ・ 1,000 枚以内 ・ 85 cm×60 cm 以内 (法 143①Ⅴ、144①Ⅰ、④)	名簿を届け出た選挙区において ・ 3 種類以内 ・ 500 枚に名簿登載者数を乗じて得た枚数以内 ・ 85 cm×60 cm 以内 (法 143①Ⅴ、144①Ⅱ、④)
(8) 個人演説会告知用ポスター	・ ポスター掲示場の選挙運動用ポスターの掲示区画にあわせて 1 枚だけ ・ 42 cm×10 cm 以内 供託金没収者を除き 費用公営 (法 143①Ⅳの 3③⑪⑭)	制 度 な し	制 度 な し

項 目	衆議院小選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙																																	
	候 補 者 個 人	候補者届出政党	名 簿 届 出 政 党 等																																	
(9) 個人演説会等	(個人演説会) 回数制限なし 公営施設使用の場合は、開催日前2日までに施設所在地の市区町村選管へ申し込む。会場前には、県選管交付の表示板を取付けた立札又は看板を必ず1枚掲示（交付される表示板は5枚であり、同時開催は5に限られる） 公営施設は、同一施設1回に限り無料。立札又は看板の作成は、供託金没収者を除き費用公営 (法 161、163、164、164 の 2①②⑥)	(政党演説会) 回数制限なし 公営施設使用の場合は、開催日前2日までに施設所在地の市区町村選管へ申し込む。会場前には、県選管交付の表示板を取付けた立札又は看板を必ず1枚掲示 (法 161、163、164 の 2①、②)	(政党等演説会) 回数制限なし 公営施設使用の場合は、開催日前2日までに施設所在地の市区町村選管へ申し込む。会場前には、中央選挙管理会交付の表示板を取付けた立札又は看板を必ず1枚掲示 (法 161、163、164 の 2①②)																																	
(10) 街頭演説	(標旗) 1 流 交付された標旗を掲げ、その場にとどまて行う。 (法 164 の 5① I ②③) 時間は午前 8 時から午後 8 時まで (法 164 の 6①)	停止した選挙運動用自動車又は船舶の車上又は船上及びその周囲で行う。 (法 164 の 5① II) 時間は午前 8 時から午後 8 時まで (法 164 の 6①)	(標旗) 南関東選挙区 23 流 ・ 中央選管から交付された標旗を掲げ、その場にとどまて行う。 (法 164 の 5① I、②③) ・ 停止した選挙運動用自動車又は船舶の車上又は船上及びその周囲で行う。 (法 164 の 5① II) 時間は午前 8 時から午後 8 時まで (法 164 の 6①)																																	
(11) 乗車・乗船章	4 枚 (法 141 の 2)	人数制限なし	人数制限なし																																	
(12) 選挙運動員章	1 1 枚 (法 164 の 7)	人数制限なし	人数制限なし																																	
(13) 新 聞 広 告	5 回以内(無料) 横 9.6cm、 縦 2 段組以内 (法 149①⑥、規則 19①) <table border="1"><tr><th colspan="3">(候補者届出政党)</th></tr><tr><th>届出候補者数</th><th>広 告 合計寸法</th><th>最小寸法で分割して掲載した場合の最多回数</th></tr><tr><td>1～5 人</td><td>横 38.5 cm 縦 4 段組</td><td>8 回</td></tr><tr><td>6～10 人</td><td>横 38.5 cm 縦 8 段組</td><td>16 回</td></tr><tr><td>11～15 人</td><td>横 38.5 cm 縦 12 段組</td><td>24 回</td></tr><tr><td>16 人 以 上</td><td>横 38.5 cm 縦 16 段組</td><td>32 回</td></tr></table> 1 回当たりの寸法について最大・最小の規制あり (法 149①⑥、規則 19②)	(候補者届出政党)			届出候補者数	広 告 合計寸法	最小寸法で分割して掲載した場合の最多回数	1～5 人	横 38.5 cm 縦 4 段組	8 回	6～10 人	横 38.5 cm 縦 8 段組	16 回	11～15 人	横 38.5 cm 縦 12 段組	24 回	16 人 以 上	横 38.5 cm 縦 16 段組	32 回	都道府県における届出候補者数に応じ次の数量の広告ができる。 (無料)	当該選挙区における名簿登載者数に応じ次の数量の広告ができる。 (選挙区における得票総数が有効投票総数の 2 % 以上の場合は、無料) <table border="1"><tr><th>届出候補者数</th><th>広 告 合計寸法</th><th>最小寸法で分割して掲載した場合の最多回数</th></tr><tr><td>1～9 人</td><td>横 38.5 cm 縦 8 段組</td><td>16 回</td></tr><tr><td>10～18 人</td><td>横 38.5 cm 縦 16 段組</td><td>32 回</td></tr><tr><td>19～27 人</td><td>横 38.5 cm 縦 24 段組</td><td>48 回</td></tr><tr><td>28 人 以 上</td><td>横 38.5 cm 縦 32 段組</td><td>64 回</td></tr></table> 1 回当たりの寸法について最大・最小の規制あり (法 149②⑥、規則 19③)	届出候補者数	広 告 合計寸法	最小寸法で分割して掲載した場合の最多回数	1～9 人	横 38.5 cm 縦 8 段組	16 回	10～18 人	横 38.5 cm 縦 16 段組	32 回	19～27 人	横 38.5 cm 縦 24 段組	48 回	28 人 以 上	横 38.5 cm 縦 32 段組	64 回
(候補者届出政党)																																				
届出候補者数	広 告 合計寸法	最小寸法で分割して掲載した場合の最多回数																																		
1～5 人	横 38.5 cm 縦 4 段組	8 回																																		
6～10 人	横 38.5 cm 縦 8 段組	16 回																																		
11～15 人	横 38.5 cm 縦 12 段組	24 回																																		
16 人 以 上	横 38.5 cm 縦 16 段組	32 回																																		
届出候補者数	広 告 合計寸法	最小寸法で分割して掲載した場合の最多回数																																		
1～9 人	横 38.5 cm 縦 8 段組	16 回																																		
10～18 人	横 38.5 cm 縦 16 段組	32 回																																		
19～27 人	横 38.5 cm 縦 24 段組	48 回																																		
28 人 以 上	横 38.5 cm 縦 32 段組	64 回																																		

項 目	衆議院小選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙																																								
	候 補 者 個 人	候補者届出政党	名 簿 届 出 政 党 等																																								
(14) 政 見 放 送	制度なし 都道府県における届出候補者数に応じ、次の数量の放送ができる。 (候補者届出政党) <table><tr><td>届出候補者数</td><td>N H K テレビ</td><td>N H K ラジオ</td><td>民放</td></tr><tr><td>1～2 人</td><td>1 回</td><td>1 回</td><td>2 回</td></tr><tr><td>3～5 人</td><td>2 回</td><td>1 回</td><td>3 回</td></tr><tr><td>6～8 人</td><td>4 回</td><td>2 回</td><td>6 回</td></tr><tr><td>9～11 人</td><td>6 回</td><td>3 回</td><td>9 回</td></tr><tr><td>12 人以上</td><td>8 回</td><td>4 回</td><td>12 回</td></tr></table> 候補者届出政党が録音又は録画した政見を持ち込むことができる。(費用公営) 放送時間 1 回当たり 9 分以内 (法 150①②④、令 111 の 4①、 実施規程 2①⑦、3、10①、同別表第 1)		届出候補者数	N H K テレビ	N H K ラジオ	民放	1～2 人	1 回	1 回	2 回	3～5 人	2 回	1 回	3 回	6～8 人	4 回	2 回	6 回	9～11 人	6 回	3 回	9 回	12 人以上	8 回	4 回	12 回	衆議院名簿登載者の数に応じ、次の数量の放送ができる。 <table><tr><td>衆議院名簿登載者数</td><td>NHKテレビ</td><td>NHKラジオ</td></tr><tr><td>1～9 人</td><td>2 回</td><td>1 回</td></tr><tr><td>10～18 人</td><td>4 回</td><td>2 回</td></tr><tr><td>19～27 人</td><td>6 回</td><td>3 回</td></tr><tr><td>28 人以上</td><td>8 回</td><td>4 回</td></tr></table> 放送時間 1 回当たり 9 分以内 (法 150③⑤、令 111 の 4②、 実施規程 2③、3)		衆議院名簿登載者数	NHKテレビ	NHKラジオ	1～9 人	2 回	1 回	10～18 人	4 回	2 回	19～27 人	6 回	3 回	28 人以上	8 回	4 回
届出候補者数	N H K テレビ	N H K ラジオ	民放																																								
1～2 人	1 回	1 回	2 回																																								
3～5 人	2 回	1 回	3 回																																								
6～8 人	4 回	2 回	6 回																																								
9～11 人	6 回	3 回	9 回																																								
12 人以上	8 回	4 回	12 回																																								
衆議院名簿登載者数	NHKテレビ	NHKラジオ																																									
1～9 人	2 回	1 回																																									
10～18 人	4 回	2 回																																									
19～27 人	6 回	3 回																																									
28 人以上	8 回	4 回																																									
(15) 経 歴 放 送	① 放送回数 ア NHKラジオにより概ね 1 0 回 イ NHKテレビにより 1 回 (法 151①②) ② 放送時間 1 回当たり 3 0 秒以内 (取扱規程 4②)	制度なし	制度なし																																								
(16) 選 挙 公 報	写真掲載、公示日に申請 (法 167①、168①、170)	制度なし	衆議院名簿登載者の数に応じ、次の掲載ができる。公示日に申請 <table><tr><td>衆議院名簿登載者数</td><td>寸法</td></tr><tr><td>1～9 人</td><td>1 ページの 4 分の 1</td></tr><tr><td>10～18 人</td><td>1 ページの 2 分の 1</td></tr><tr><td>19～27 人</td><td>1 ページの 4 分の 3</td></tr><tr><td>28 人以上</td><td>1 ページ</td></tr></table> 各ページは新聞紙大 (法 167②、168②、169③、規則 21①)		衆議院名簿登載者数	寸法	1～9 人	1 ページの 4 分の 1	10～18 人	1 ページの 2 分の 1	19～27 人	1 ページの 4 分の 3	28 人以上	1 ページ																													
衆議院名簿登載者数	寸法																																										
1～9 人	1 ページの 4 分の 1																																										
10～18 人	1 ページの 2 分の 1																																										
19～27 人	1 ページの 4 分の 3																																										
28 人以上	1 ページ																																										
(17) 候補者氏名・政党等名の掲示	① 投票所における掲示 ア 投票記載台に候補者氏名及び候補者届出政党の名称を掲示 イ 市区町村選管が開票区ごとにくじで定めた順序により掲示 (法 175①③) ② 期日前投票所及び市区町村選管委員長が管理する不在者投票記載場所における掲示 (公示日の翌日から選挙期日の前日まで) ア 候補者氏名及び候補者届出政党の名称を掲示 イ 市区町村選管がくじで定めた順序により掲示 (法 175②⑥、令 125 の 4)	① 投票所における掲示 ア 投票記載台に名簿届出政党等の名称・略称を掲示 イ 投票所内に名簿届出政党等の名称・略称、衆議院名簿登載者氏名、当選順を掲示 ウ 県選管がくじで定めた順序により市区町村選管が掲示 (法 175①③) ② 期日前投票所及び市区町村選管委員長が管理する不在者投票記載場所における掲示 (公示日の翌日から選挙期日の前日まで) ア 名簿届出政党等の名称・略称を掲示 イ 県選管がくじで定めた順序により市区町村選管が掲示 (法 175②⑥、令 125 の 4)																																									

項 目	衆議院小選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙
	候 補 者 個 人	候補者届出政党	名 簿 届 出 政 党 等
(18) 特殊乗車券	県内に通用する無料乗車券 15枚 (法 176、国土交通省告示)	制 度 な し	制 度 な し
(19) 選挙運動費用の支出制限額		金額制限なし	金額制限なし
	選挙人名簿登録者数×15 円+1,910 万円 (法 194、令 127)		
(20) 報酬を支給することができる事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者の数		人数制限なし	人数制限なし
	立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までの間で、予め届出をした者で1 候補者につき1 日 5 0 人以内。ただし、異なる者の使用数は通算して2 5 0 人以内(事務員、車上運動員(いわゆるぐいす嬢)、手話通訳者及び要約筆記者に限る。) (法 197 の 2②⑤、令 129③⑧)		
(21) 後援団体の寄附禁止の強化期間	・ 後援団体の選挙区内の者への寄附は、一部の例外を除き、時期を問わず禁止されているが、選挙期日の前の一定期間は、一部の例外のうちの設立目的により行う行事又は事業に関する寄附も禁止 (法 199 の 5①) ・ 候補者の自分の後援団体(資金管理団体を除く)への寄附は、選挙期日前の一定期間禁止 (法 199 の 5③) ・ 選挙期日前一定期間とは、任期満了の日前9 0 日に当たる日又は衆議院の解散の日の翌日のいずれか早い日から選挙期日まで (法 199 の 5④ I)		
(22) 候補者等の政治活動用ポスター掲示の禁止	・ 候補者及び後援団体の政治活動用ポスターの掲示は、選挙期日前一定期間禁止 (法 143⑩Ⅱ) ・ 選挙期日前一定期間とは、任期満了の日の6 月前の日又は衆議院の解散の日の翌日のいずれか早い日から選挙期日まで (法 143⑨ I)		
(23) 政党等の政治活動用ポスターの撤去義務	候補者の氏名又は氏名類推事項が記載された政党等の政治活動用ポスターについては、公示日に撤去しなければならない。(法 201 の 14①)		
3 参 考 事 項			
(1) 投 票 率	前回(令和3 年 10 月 31 日) 川崎市 57.02%		前回(令和3 年 10 月 31 日) 川崎市 57.02%
(2) 立 候 補 者	前回 川崎市内各選挙区計 11 人		前回(南関東選挙区) 9 政党等 (衆議院名簿登載者数 93 人)
(3) 不在者投票施設	川崎市 病院 56、老人ホーム 155、身体障害者支援施設 4、保護施設 1、 刑事施設・少年院等 0 計 216 (令和6 年 10 月 9 日現在)		
(4) 投票速報確定	前回 川崎市 11 月 1 日 午前3 時 15 分		前回 川崎市 11 月 1 日 午前3 時 15 分
(5) 開票速報確定	前回 川崎市 11 月 1 日 午前3 時 55 分		前回 川崎市 11 月 1 日 午前3 時 45 分
(6) 直接請求署名収集禁止期間	任期満了の日前6 0 日に当たる日又は衆議院の解散の日の翌日のいずれか早い日から衆議院議員総選挙の選挙期日又は川崎市長選挙の選挙期日のいずれか遅い日まで (自治法施行令 92⑤ I、Ⅱ)		

(5) 第26回最高裁判所裁判官国民審査の概要

(注) 審査法＝最高裁判所裁判官国民審査法
審査令＝最高裁判所裁判官国民審査法施行令

項 目	制 度 の 概 要
(1) 選 挙 管 理 機 関	中央選挙管理会 (審査法 9)
(2) 審査に付される裁判官数	6 人 今 崎 幸 彦 R4. 6. 24 任命 尾 島 明 R4. 7. 5 任命 宮 川 美津子 R5. 11. 6 任命 石 兼 公 博 R6. 4. 17 任命 平 木 正 洋 R6. 8. 16 任命 中 村 慎 R6. 9. 11 任命 (審査法 2)
(3) 審 査 権	衆議院議員の選挙権を有する者 (審査法 4)
(4) 審 査 の 期 日	衆議院議員総選挙の期日に行う。 (任命後初めて行われる総選挙及び最初の審査後 1 0 年経過後の総選挙) (審査法 2)
(5) 審査を行う区域	全都道府県の区域 (審査法 3)
(6) 投 票 区	衆議院小選挙区選出議員選挙と同様 (審査法 7)
(7) 開 票 区	衆議院小選挙区選出議員選挙と同様 (審査法 7)
(8) 審 査 人 の 名 簿	衆議院議員総選挙に用いられるもの (審査法 8)
(9) 定 年	7 0 歳 (裁判所法 50)
(10) 審査期日等の告示	衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査期日、審査に付される裁判官氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号を告示 (審査法 5)
(11) 投 票 方 式	罷免を可とする裁判官については、投票用紙（うぐいす色）の当該裁判官に対する記載欄に×の記号を記載 (審査法 15)
(12) 期日前投票期間	告示日の翌日から審査期日の前日まで (審査法 16 の 2)
(13) 不在者投票期間	告示日の翌日から審査期日の前日まで(郵便等投票のための請求は審査期日前 4 日まで、国外不在者投票のための請求は審査期日前 3 日まで) (審査法 26、審査令 13)
(14) 洋上投票等	遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員や南極地域観測隊員は、ファクシミリ装置を用いて投票することができる。 (審査法 16 の 3)
(15) 在外投票	在外選挙人名簿に登録されている選挙人は、次の方法により投票することができる。 ・在外公館等で行う在外公館投票 ・現在する場所で投票する郵便等投票 ・国内における当日投票、期日前投票、不在者投票 (審査法 16 の 4)
(16) 審 査 の 結 果	罷免を可とする投票が罷免を可としない投票より多い裁判官は罷免を可とされたものとし、訴訟提起期間経過後、罷免される。 (審査法 32、35)
(17) 審 査 公 報	告示日に中央選挙管理会に提出 (審査令 24)
(18) 裁判官の氏名の掲示等	告示日の翌日から審査当日までの間、1 投票区に 1 箇所以上、告示された順序により裁判官氏名等を掲示するとともに、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会は、裁判官氏名及び告示番号を、インターネット等により審査人に周知させるよう努めなければならない。 (審査法 52、審査令 19)
(19) 参考事項 ア 投 票 率 イ 対 象 裁 判 官 ウ 投票速報確定 エ 開票速報確定	前回(令和 3 年 10 月 31 日) 川崎市 56.96% 神奈川県 58.41% 全国平均 57.45% 前回 11 人 前回 川崎市 11 月 1 日 午前 3 時 15 分 前回 川崎市 11 月 1 日 午前 4 時 25 分

(6) 前回（令和3年10月31日執行 第49回衆議院議員総選挙）と変わった事項

項 目	今 回 （第50回）	前 回 （第49回）	備 考
1 共通事項			
(1) 投票区	川崎市 164投票区	川崎市 163投票区	+1投票区
(2) 開票区	川崎市 7開票区 川崎市開票区 幸区開票区 中原区開票区 高津区開票区 宮前区開票区 多摩区開票区 麻生区開票区	川崎市 7開票区 川崎市開票区 幸区開票区 中原区第1開票区 高津区及び中原区第2開票区 宮前区第1開票区 多摩区及び宮前区第2開票区 麻生区開票区 ※高津区と中原区の一部（旧18区の区域）及び多摩区と宮前区の一部（旧9区の区域）で合同開票区を設置	±0
(2) 選挙人名簿登録者数	(令和6年10月14日現在) 川崎市 1,274,624人 第9区 335,336人 第10区 331,339人 第18区 413,971人 第19区 193,978人	(令和3年10月18日現在) 川崎市 1,260,940人 第9区 338,346人 第10区 471,136人 第18区 451,458人	+13,684人
(3) 在外選挙人名簿登録者数	(令和6年10月14日現在) 川崎市 2,357人	(令和3年10月18日現在) 川崎市 2,200人	+157人
(4) 不在者投票施設	216施設 (令和6年10月9日現在)	192施設 (令和3年10月26日現在)	+24施設
(5) ポスター掲示場数	川崎区 228 幸 区 153 中原区 222 高津区 188 宮前区 189 多摩区 194 麻生区 153 川崎市 1,327箇所 (令和6年6月3日現在)	川崎区 230 幸 区 153 中原区 213 高津区 188 宮前区 189 多摩区 194 麻生区 153 川崎市 1,320箇所 (令和3年6月1日現在)	- 2 ± 0 + 9 ± 0 ± 0 ± 0 ± 0 + 7箇所

項 目	今 回 （第 5 0 回）	前 回 （第 4 9 回）	備 考
2 衆議院小選挙区選出議員選挙			
選挙区	神奈川県 第 9 区 川崎市（多摩区、麻生区） 第10区 川崎市（川崎区、幸区） 第18区 川崎市（中原区、高津区） 第19区 川崎市（宮前区） 横浜市（都筑区）	神奈川県 第9区 川崎市（宮前区（神木本町1～5丁目）、多摩区、麻生区） 第10区 川崎市（川崎区、幸区、中原区（新丸子町、新丸子東1～3丁目、丸子通1～2丁目、上丸子山王町1～2丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町1～3丁目、小杉御殿町1～2丁目、小杉陣屋町1～2丁目、等々力、木月1～4丁目、西加瀬、木月祇園町、木月伊勢町、木月大町、木月住吉町、荻宿、大倉町、市ノ坪、今井上町、今井仲町、今井南町、今井、今井西町、井田1～3丁目、井田中ノ町、上平間、田尻町、北谷町、中丸子、下沼部、上丸子、小杉） 第18区 川崎市（中原区（第10区に属する区域を除く）、高津区、宮前区（第9区に属する区域を除く））	
3 最高裁判所裁判官国民審査			
(1) 審査期日等の告示	衆議院議員総選挙の期日の交付の日に、審査期日、審査に付される裁判官氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号を告示	衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査期日及び審査に付される裁判官氏名を告示	
(2) 洋上投票等	遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員や南極地域観測隊員は、ファクシミリ装置を用いて投票することができる	制度なし	
(3) 在外投票	在外選挙人名簿に登録されている者は、次の方法により投票することができる ・在外公館投票 ・郵便等投票 ・国内における投票	制度なし	
(4) 裁判官の氏名の掲示等	原則として、審査の告示日の翌日から審査当日までの間、1投票区に1個所以上、告示された順序により裁判官氏名等を掲示することに加え、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会 は、裁判官氏名及び告示番号を、インターネット等により、審査人に周知させるよう努めなければならない	原則として、審査の告示日の翌日から審査当日までの間、1投票区に1個所以上、告示された順序により裁判官氏名等を掲示	

(7) 神奈川県下の投票状況(衆議院小選挙区選出議員選挙)

地 区 別	選 挙 当 日 の 有 権 者 数			投 票 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第 1 区	210,670	213,780	424,450	115,108	116,366	231,474	54.64	54.43	54.54
横 浜 市 中 区	63,154	58,275	121,429	32,037	30,659	62,696	50.73	52.61	51.63
横 浜 市 磯 子 区	67,592	70,621	138,213	36,859	37,869	74,728	54.53	53.62	54.07
横 浜 市 金 沢 区	79,924	84,884	164,808	46,212	47,838	94,050	57.82	56.36	57.07
第 2 区	214,236	221,304	435,540	116,448	120,169	236,617	54.36	54.30	54.33
横 浜 市 西 区	43,784	43,788	87,572	24,099	24,131	48,230	55.04	55.11	55.07
横 浜 市 南 区	83,504	83,462	166,966	42,656	43,226	85,882	51.08	51.79	51.44
横 浜 市 港 南 区	86,948	94,054	181,002	49,693	52,812	102,505	57.15	56.15	56.63
第 3 区	227,741	218,206	445,947	119,155	115,202	234,357	52.32	52.80	52.55
横 浜 市 鶴 見 区	124,165	115,976	240,141	63,728	60,594	124,322	51.33	52.25	51.77
横 浜 市 神 奈 川 区	103,576	102,230	205,806	55,427	54,608	110,035	53.51	53.42	53.47
第 4 区	155,275	175,192	330,467	93,979	101,391	195,370	60.52	57.87	59.12
横 浜 市 栄 区	49,970	53,712	103,682	29,478	30,479	59,957	58.99	56.75	57.83
鎌 倉 市	69,962	80,200	150,162	43,038	47,181	90,219	61.52	58.83	60.08
逗 子 市	22,927	26,753	49,680	14,124	15,606	29,730	61.60	58.33	59.84
三 浦 郡 葉 山 町	12,416	14,527	26,943	7,339	8,125	15,464	59.11	55.93	57.40
第 5 区	176,311	186,381	362,692	100,537	103,409	203,946	57.02	55.48	56.23
横 浜 市 戸 塚 区	114,320	120,464	234,784	65,404	67,648	133,052	57.21	56.16	56.67
横 浜 市 泉 区	61,991	65,917	127,908	35,133	35,761	70,894	56.67	54.25	55.43
第 6 区	183,575	193,683	377,258	101,393	104,807	206,200	55.23	54.11	54.66
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区	84,216	87,159	171,375	46,338	47,300	93,638	55.02	54.27	54.64
横 浜 市 旭 区	99,359	106,524	205,883	55,055	57,507	112,562	55.41	53.99	54.67
第 7 区	147,416	151,379	298,795	85,308	85,558	170,866	57.87	56.52	57.19
横 浜 市 港 北 区	147,416	151,379	298,795	85,308	85,558	170,866	57.87	56.52	57.19
第 8 区	196,572	211,890	408,462	117,005	122,872	239,877	59.52	57.99	58.73
横 浜 市 緑 区	73,743	77,087	150,830	41,607	42,785	84,392	56.42	55.50	55.95
横 浜 市 青 葉 区	122,829	134,803	257,632	75,398	80,087	155,485	61.38	59.41	60.35
第 9 区	165,399	169,292	334,691	96,289	97,755	194,044	58.22	57.74	57.98
川 崎 市 多 摩 区	94,113	91,668	185,781	52,396	51,320	103,716	55.67	55.98	55.83
川 崎 市 麻 生 区	71,286	77,624	148,910	43,893	46,435	90,328	61.57	59.82	60.66
第 10 区	175,543	154,899	330,442	88,648	82,280	170,928	50.50	53.12	51.73
川 崎 市 川 崎 区	103,233	85,165	188,398	48,040	42,882	90,922	46.54	50.35	48.26
川 崎 市 幸 区	72,310	69,734	142,044	40,608	39,398	80,006	56.16	56.50	56.32
第 11 区	179,218	183,939	363,157	92,851	95,243	188,094	51.81	51.78	51.79
横 須 賀 市	162,097	165,467	327,564	84,005	85,539	169,544	51.82	51.70	51.76
三 浦 市	17,121	18,472	35,593	8,846	9,704	18,550	51.67	52.53	52.12
第 12 区	201,976	209,185	411,161	108,016	109,742	217,758	53.48	52.46	52.96
藤 沢 市	181,504	189,060	370,564	98,365	100,094	198,459	54.19	52.94	53.56
高 座 郡 寒 川 町	20,472	20,125	40,597	9,651	9,648	19,299	47.14	47.94	47.54
第 13 区	184,703	188,434	373,137	96,019	97,893	193,912	51.99	51.95	51.97
横 浜 市 瀬 谷 区	49,974	53,155	103,129	26,539	27,852	54,391	53.11	52.40	52.74
大 和 市	100,854	102,071	202,925	52,959	53,719	106,678	52.51	52.63	52.57
綾 瀬 市	33,875	33,208	67,083	16,521	16,322	32,843	48.77	49.15	48.96

(参考) 指定都市の投票率 (%) (衆議院小選挙区選出議員選挙)

	男	女	計		男	女	計
川 崎 市	55.19	55.60	55.40	横 浜 市	55.85	55.15	55.49
札 幌 市	55.69	54.55	55.07	相 模 原 市	53.98	53.69	53.84
仙 台 市	51.46	49.83	50.61	新 潟 市	55.05	52.19	53.55
さいたま市	54.22	52.84	53.52	静 岡 市	53.93	54.12	54.03
千 葉 市	52.02	51.75	51.88	浜 松 市	57.95	56.33	57.13

地 区 別	選 挙 当 日 の 有 権 者 数			投 票 者 数			投 票 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第 14 区	202,769	199,444	402,213	106,394	104,755	211,149	52.47	52.52	52.50
相 模 原 市 緑 区	70,843	70,013	140,856	38,731	37,974	76,705	54.67	54.24	54.46
相 模 原 市 中 央 区	114,237	113,112	227,349	59,128	58,735	117,863	51.76	51.93	51.84
愛 甲 郡	17,689	16,319	34,008	8,535	8,046	16,581	48.25	49.30	48.76
愛 川 町	16,482	15,168	31,650	7,811	7,335	15,146	47.39	48.36	47.85
清 川 村	1,207	1,151	2,358	724	711	1,435	59.98	61.77	60.86
第 15 区	221,717	231,048	452,765	118,792	122,545	241,337	53.58	53.04	53.30
平 塚 市	108,256	109,133	217,389	55,255	55,521	110,776	51.04	50.87	50.96
茅 ヶ 崎 市	100,178	107,768	207,946	55,742	59,039	114,781	55.64	54.78	55.20
中 郡 大 磯 町	13,283	14,147	27,430	7,795	7,985	15,780	58.68	56.44	57.53
第 16 区	196,179	189,323	385,502	104,276	101,065	205,341	53.15	53.38	53.27
厚 木 市	95,445	89,885	185,330	48,486	46,050	94,536	50.80	51.23	51.01
伊 勢 原 市	42,606	41,314	83,920	22,675	21,794	44,469	53.22	52.75	52.99
海 老 名 市	58,128	58,124	116,252	33,115	33,221	66,336	56.97	57.16	57.06
第 17 区	216,152	226,986	443,138	115,895	119,413	235,308	53.62	52.61	53.10
小 田 原 市	77,120	82,272	159,392	40,849	42,856	83,705	52.97	52.09	52.52
秦 野 市	66,739	67,478	134,217	34,428	33,856	68,284	51.59	50.17	50.88
南 足 柄 市	16,954	17,760	34,714	9,404	9,603	19,007	55.47	54.07	54.75
中 郡 二 宮 町	11,489	12,515	24,004	6,752	7,159	13,911	58.77	57.20	57.95
足 柄 上 郡	26,987	27,998	54,985	15,335	15,847	31,182	56.82	56.60	56.71
中 井 町	3,802	3,775	7,577	2,153	2,124	4,277	56.63	56.26	56.45
大 井 町	7,287	7,510	14,797	3,690	3,779	7,469	50.64	50.32	50.48
松 田 町	4,462	4,635	9,097	2,629	2,639	5,268	58.92	56.94	57.91
山 北 町	4,045	4,210	8,255	2,557	2,652	5,209	63.21	62.99	63.10
開 成 町	7,391	7,868	15,259	4,306	4,653	8,959	58.26	59.14	58.71
足 柄 下 郡	16,863	18,963	35,826	9,127	10,092	19,219	54.12	53.22	53.65
箱 根 町	4,420	4,673	9,093	2,236	2,383	4,619	50.59	51.00	50.80
真 鶴 町	2,790	3,221	6,011	1,680	1,940	3,620	60.22	60.23	60.22
湯 河 原 町	9,653	11,069	20,722	5,211	5,769	10,980	53.98	52.12	52.99
第 18 区	206,537	206,704	413,241	116,078	115,291	231,369	56.20	55.78	55.99
川 崎 市 中 原 区	110,276	109,488	219,764	63,701	62,378	126,079	57.77	56.97	57.37
川 崎 市 高 津 区	96,261	97,216	193,477	52,377	52,913	105,290	54.41	54.43	54.42
第 19 区	179,361	189,471	368,832	103,150	107,251	210,401	57.51	56.61	57.05
横 浜 市 都 筑 区	85,699	89,340	175,039	50,309	51,698	102,007	58.70	57.87	58.28
川 崎 市 宮 前 区	93,662	100,131	193,793	52,841	55,553	108,394	56.42	55.48	55.93
第 20 区	170,664	174,395	345,059	91,894	92,545	184,439	53.84	53.07	53.45
相 模 原 市 南 区	115,746	119,011	234,757	64,538	65,518	130,056	55.76	55.05	55.40
座 間 市	54,918	55,384	110,302	27,356	27,027	54,383	49.81	48.80	49.30
県 計	3,812,014	3,894,935	7,706,949	2,087,235	2,115,552	4,202,787	54.75	54.32	54.53

	男	女	計
名 古 屋 市	51.23	50.53	50.87
京 都 市	52.32	50.51	51.35
大 阪 市	51.55	52.81	52.21
堺 市	51.93	52.28	52.11
神 戸 市	53.20	52.54	52.85

	男	女	計
岡 山 市	49.52	49.47	49.49
広 島 市	47.45	46.23	46.81
北 九 州 市	48.56	48.97	48.78
福 岡 市	50.37	50.91	50.66
熊 本 市	49.31	48.54	48.90

(8) 諸物品の地色及び印刷色

ア 投票用紙、封筒類

種類 選挙等別	投票用紙		不在者投票用外封筒				不在者投票用内封筒				不在者投票証 明書用封筒		仮投票用 封筒	
			一般・郵便		船員		一般・郵便		船員					
	地色	文字 の色	地色	文字 の色	地色	文字 の色	地色	文字 の色	地色	文字 の色	地色	文字 の色	地色	文字 の色
小選 挙区	あさぎ	黒	水	黒	うす オレンジ	黒	青	黒	ベージュ	黒	オレンジ	黒	水	黒
比例 代表	ピノク	黒	ピノク	黒			サーモン	黒					ピンク	黒
国民 審査	うぐいす	黒	若竹	黒			レモン	黒					若竹	黒

イ 選挙運動物品

種類 選挙等別	選 挙 運 動													
	標旗		表示板				腕章				ビラ証紙		ポスター証紙	
			自動車・船舶		拡声機		運動員章		乗車・乗船章					
	地色	文字の色	地色	文字の色	地色	文字の色	地色	文字の色	地色	文字の色	地模様の色	文字の色	地模様の色	文字の色
候補者用	白	黒	ベージュ	黒	ベージュ	黒	白	黒	白	赤	若草	黒	—	—
届出政党用	—	—	ベージュ	黒	ベージュ	黒	—	—	—	—	赤	黒	青	黒

ウ 投・開票関係諸用紙

種類 選挙等別		有効投票票せん	有効投票個票	無効投票票せん	あん分投票票せん	あん分計算書	仮投票票せん	疑義投票票せん	投票に関する調べ*	得票計算簿*	投票録*
小選挙区	地色	濃いクリーム	濃いクリーム	濃いクリーム	濃いクリーム	あさぎ	濃いクリーム	濃いクリーム	あさぎ	あさぎ	クリーム
	文字の色	黒	黒	黒	黒	黒	黒	黒	黒	黒	黒
比例代表	地色	みどり	みどり	みどり	みどり	ピンク	みどり	みどり	ピンク	ピンク	各選挙共通
	文字の色	黒	黒	黒	黒	黒	黒	黒	黒	黒	
国民審査	地色	—	銀鼠	銀鼠	—	—	銀鼠	銀鼠	うぐいす	—	
	文字の色	—	黒	黒	—	—	黒	黒	黒	—	

種類 選挙等別		開票結果報告書	開票録	開票立会人のあなたへ*	得票計算表 甲乙丙丁	計算表 甲乙丙丁	集計表*	不在者投票に関する調書*	仮投票等調 (投票録内)
小選挙区	地色	あさぎ	あさぎ	白	—	—	—	白	クリーム
	文字の色	黒	黒	黒	—	—	—	黒	黒
比例代表	地色	ピンク	ピンク	白	—	—	—	各選挙共通	各選挙共通
	文字の色	黒	黒	黒	—	—	—		
国民審査	地色	うぐいす	うぐいす	—	白	白	うぐいす		
	文字の色	黒	黒	—	黒	黒	黒		

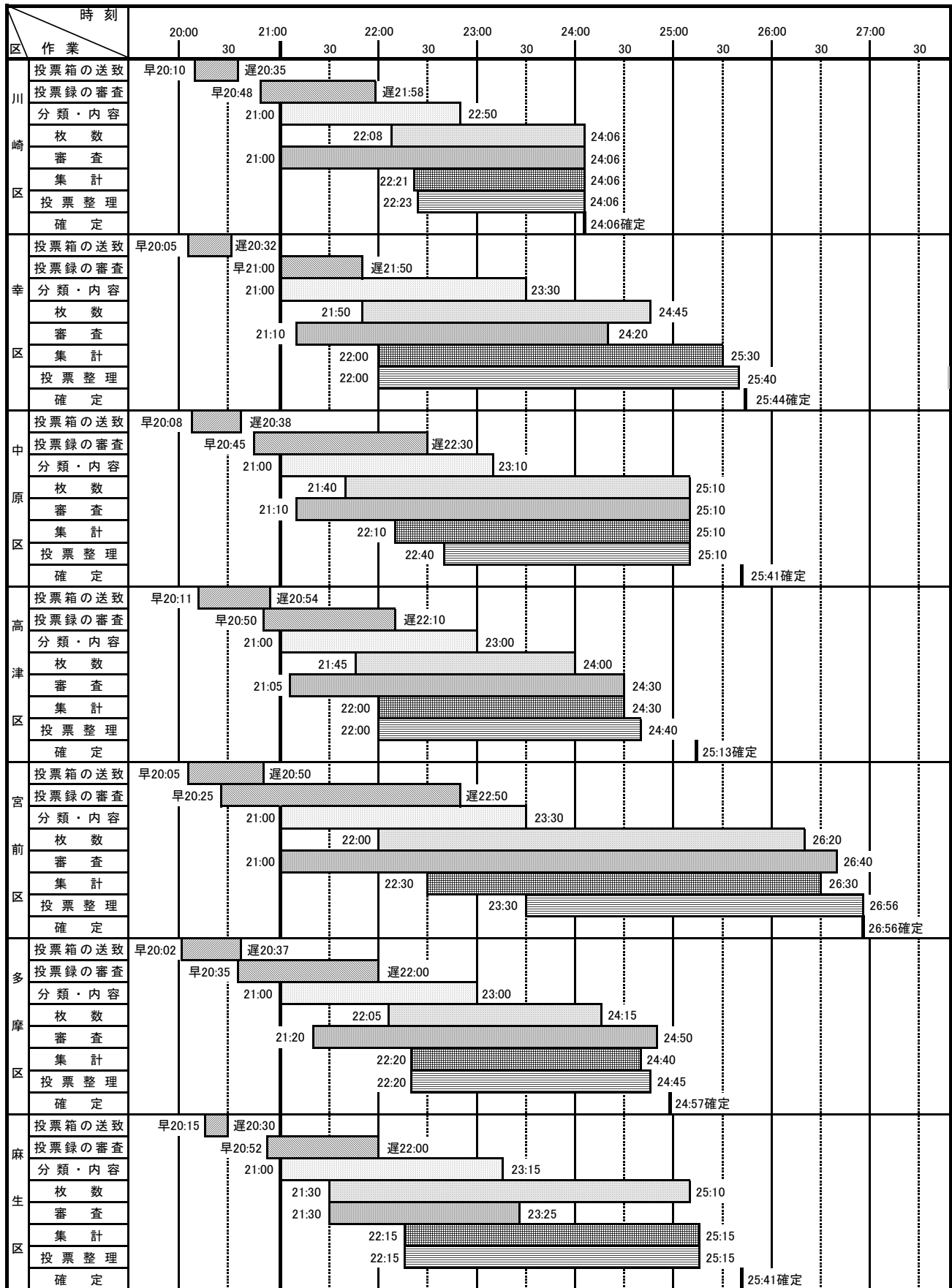
* 市独自様式を使用

(9) 区別開票事務の所要時間

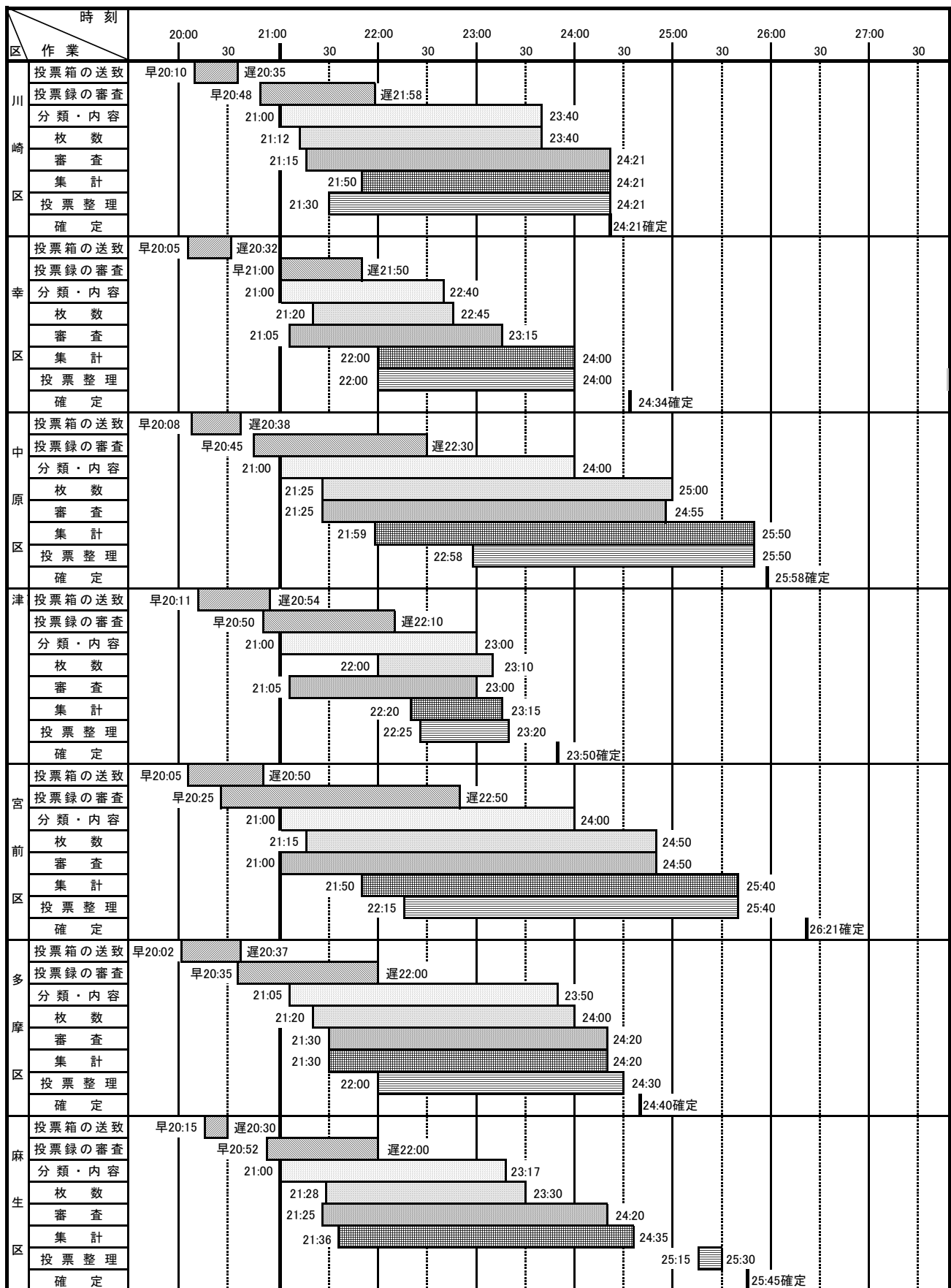
ア 衆議院小選挙区選出議員選挙

時刻		20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	25:00	26:00	27:00
区	作業	30	30	30	30	30	30	30	30
川崎区	投票箱の送致	早20:10	遅20:35						
	投票録の審査		早20:48	遅21:58					
	分類・内容		21:00	22:45					
	枚数		21:40	23:30					
	審査		21:00	23:35					
	集計		21:45	23:35					
	投票整理		21:45	23:35					
	確定				23:35確定				
幸区	投票箱の送致	早20:05	遅20:32						
	投票録の審査		早21:00	遅21:50					
	分類・内容		21:00	23:30					
	枚数		21:45	24:30					
	審査		21:00	25:00					
	集計		21:45	25:00					
	投票整理		21:45	25:10					
	確定						25:31確定		
中原区	投票箱の送致	早20:08	遅20:38						
	投票録の審査		早20:45	遅22:30					
	分類・内容		21:00	23:00					
	枚数		21:30	25:00					
	審査		21:00	25:00					
	集計		22:00	25:00					
	投票整理		22:30	25:00					
	確定						25:31確定		
高津区	投票箱の送致	早20:11	遅20:54						
	投票録の審査		早20:50	遅22:10					
	分類・内容		21:00	22:45					
	枚数		21:45	23:15					
	審査		21:05	23:30					
	集計		22:00	23:45					
	投票整理		22:00	23:50					
	確定				24:01確定				
宮前区	投票箱の送致	早20:05	遅20:50						
	投票録の審査		早20:25	遅22:50					
	分類・内容		21:00	23:50					
	枚数		21:50	25:00					
	審査		21:10	25:30					
	集計		22:00	25:30					
	投票整理		22:00	25:30					
	確定						25:49確定		
多摩区	投票箱の送致	早20:02	遅20:37						
	投票録の審査		早20:35	遅22:00					
	分類・内容		21:00	23:00					
	枚数		21:40	23:20					
	審査		21:10	23:30					
	集計		21:30	23:30					
	投票整理		21:50	23:40					
	確定				23:44確定				
麻生区	投票箱の送致	早20:15	遅20:30						
	投票録の審査		早20:52	遅22:00					
	分類・内容		21:00	23:16					
	枚数		21:35	24:15					
	審査		21:00	23:16					
	集計		21:40	24:31					
	投票整理		21:50	24:31					
	確定				24:31確定				

イ 衆議院比例代表選出議員選挙



ウ 最高裁判所裁判官国民審査



(10) 衆議院議員総選挙執行状況

選挙回数	選挙期日	公示年月日	定数	候補者等	任期	任期満了日	選挙当日の有権者数		
							男	女	計
22	昭21. 4. 10 (水)	昭21. 3. 11	12	77	4	昭25. 4. 9	46,194	45,697	91,891
23	昭22. 4. 25 (金)	昭22. 3. 31	4	12	4	昭26. 4. 24	65,575	55,574	121,149
24	昭24. 1. 23 (日)	昭23. 12. 27	4	14	4	昭28. 1. 22	78,044	69,973	148,017
25	昭27. 10. 1 (水)	昭27. 9. 5	4	10	4	昭31. 9. 30	102,513	92,650	195,163
26	昭28. 4. 19 (日)	昭28. 3. 24	4	10	4	昭32. 4. 18	102,508	94,599	197,107
27	昭30. 2. 27 (日)	昭30. 2. 1	4	10	4	昭34. 2. 26	122,474	111,875	234,349
28	昭33. 5. 22 (木)	昭33. 5. 1	4	8	4	昭37. 5. 21	142,827	133,931	276,758
29	昭35. 11. 20 (日)	昭35. 10. 30	4	6	4	昭39. 11. 19	169,344	156,720	326,064
30	昭38. 11. 21 (木)	昭38. 10. 31	4	7	4	昭42. 11. 20	270,841	230,878	501,719
31	昭42. 1. 29 (日)	昭42. 1. 8	4	9	4	昭46. 1. 28	338,363	289,950	628,313
32	昭44. 12. 27 (土)	昭44. 12. 7	4	6	4	昭48. 12. 26	339,347	302,832	642,179
33	昭47. 12. 10 (日)	昭47. 11. 20	4	6	4	昭51. 12. 9	353,282	319,543	672,825
34	昭51. 12. 5 (日)	昭51. 11. 15	5	8	4	昭55. 12. 9	362,516	330,580	693,096
35	昭54. 10. 7 (日)	昭54. 9. 17	5	8	4	昭58. 10. 6	369,199	338,626	707,825
36	昭55. 6. 22 (日)	昭55. 6. 2	5	8	4	昭59. 6. 21	372,197	341,837	714,034
37	昭58. 12. 18 (日)	昭58. 12. 3	5	8	4	昭62. 12. 17	392,617	357,034	749,651
38	昭61. 7. 6 (日)	昭61. 6. 21	5	10	4	平 2. 7. 5	410,865	373,863	784,728

投 票 者 数			投 票 率 (%)			備 考
男	女	計	男	女	計	
33,096	30,258	63,354	71.65	66.21	68.94	大選挙区制限連記制、男女普通選挙開始 昭20.12.18 解散
45,170	31,416	76,586	68.88	56.63	63.22	昭22. 3. 31 解散
55,228	40,114	95,342	70.77	57.33	64.61	昭23.12.23 解散
70,310	54,266	124,576	68.59	58.57	63.83	昭27. 8. 28 解散
70,264	55,288	125,552	68.54	58.44	63.70	昭28. 3. 14 解散
89,520	73,136	162,656	73.09	65.37	69.41	昭30. 1. 24 解散
103,852	89,683	193,535	72.71	66.96	69.93	昭33. 4. 25 解散
105,366	88,179	193,545	62.22	56.27	59.36	昭35.10.24 解散
137,549	117,755	255,304	50.79	51.00	50.89	昭38.10.23 解散
206,475	185,526	392,001	61.02	63.99	62.39	昭41.12.27 解散
188,860	181,633	370,493	55.65	59.98	57.69	昭44.12. 2 解散
213,993	204,645	418,638	60.57	64.04	62.22	昭47.11.13 解散
237,310	228,759	466,069	65.46	69.20	67.24	任期満了による
186,753	177,258	364,011	50.58	52.35	51.43	昭54. 9. 7 解散
243,607	237,209	480,816	65.45	69.39	67.34	昭55. 5.19 解散 衆参同日選挙
219,695	210,262	429,957	55.96	58.89	57.35	昭58.11.28 解散
239,938	237,365	477,303	58.40	63.49	60.82	昭61. 6. 2 解散 衆参同日選挙

選挙回数	選挙期日	公示年月日	定数	候補者等	任期	任期満了日	選挙当日の有権者数		
							男	女	計
3 9	平 2. 2. 18 (日)	平 2. 2. 3	5	11	4	平 6. 2. 17	454, 220	407, 253	861, 473
4 0	平 5. 7. 18 (日)	平 5. 7. 4	5	9	4	平 9. 7. 17	485, 440	435, 680	921, 120
4 1	平 8. 10. 20 (日)	平 8. 10. 8	小選挙区1 比例代表南 関東選挙区 21	※ 7団体 (100)	4	平12. 10. 19	500, 941	453, 637	954, 578
4 2	平12. 6. 25 (日)	平12. 6. 13	小選挙区1 比例代表南 関東選挙区 21	※ 7団体 (101)	4	平16. 6. 24	517, 901 (518, 725)	475, 141 (475, 608)	993, 042 (994, 333)
4 3	平15. 11. 9 (日)	平15. 10. 28	小選挙区1 比例代表南 関東選挙区 22	※ 5団体 (84)	4	平19. 11. 8	538, 958 (539, 866)	498, 494 (499, 130)	1, 037, 452 (1, 038, 996)
4 4	平17. 9. 11 (日)	平17. 8. 30	小選挙区1 比例代表南 関東選挙区 22	※ 6団体 (89)	4	平21. 9. 10	547, 918 (548, 915)	510, 298 (511, 006)	1, 058, 216 (1, 059, 921)
4 5	平21. 8. 30 (日)	平21. 8. 18	小選挙区1 比例代表南 関東選挙区 22	※ 9団体 (108)	4	平25. 8. 29	581, 020	544, 936	1, 125, 956
4 6	平24. 12. 16 (日)	平24. 12. 4	小選挙区1 比例代表南 関東選挙区 22	※ 9団体 (139)	4	平28. 12. 15	588, 777	559, 378	1, 148, 155
4 7	平26. 12. 14 (日)	平26. 12. 2	小選挙区1 比例代表南 関東選挙区 22	※ 9団体 (99)	4	平30. 12. 13	595, 740	571, 578	1, 167, 318
4 8	平29. 10. 22 (日)	平29. 10. 10	小選挙区1 比例代表南 関東選挙区 22	※ 8団体 (105)	4	平33. 10. 21	622, 036	601, 919	1, 223, 955
4 9	令 3. 10. 31 (日)	令 3. 10. 19	小選挙区1 比例代表南 関東選挙区 22	※ 9団体 (93)	4	令 7. 10. 30	636, 588	623, 700	1, 260, 288
5 0	令 6. 10. 27 (日)	令 6. 10. 15	小選挙区1 比例代表南 関東選挙区 23	※ 10団体 (111)	4	令10. 10. 26	641, 141	631, 026	1, 272, 167

投票者数			投票率 (%)			備考
男	女	計	男	女	計	
271,473	267,934	539,794	59.85	65.79	62.66	平 2. 1.24 解散
280,209	269,018	549,227	57.72	61.75	59.63	平 5. 6.18 解散
264,140 (264,088)	257,890 (257,840)	522,030 (521,928)	52.73 (52.72)	56.85 (56.84)	54.69 (54.68)	平 8. 9.27 解散 ※ 小選挙区の候補者8区=6人、9区=5人、10区=5人 ()内は比例代表
294,328 (294,556)	284,633 (284,789)	578,961 (579,345)	56.83 (56.78)	59.90 (59.88)	58.30 (58.26)	平12. 6. 2 解散 ※ 小選挙区の候補者8区=6人、9区=4人、10区=4人 ()内は比例代表
297,472 (297,615)	286,137 (286,278)	583,609 (583,893)	55.19 (55.13)	57.40 (57.36)	56.25 (56.20)	平15.10.10 解散 ※ 小選挙区の候補者9区=4人、10区=3人、18区=7人 ()内は比例代表
350,653 (350,891)	343,012 (343,191)	693,665 (694,082)	64.00 (63.92)	67.22 (67.16)	65.55 (65.48)	平17. 8. 8 解散 ※ 小選挙区の候補者9区=3人、10区=3人、18区=3人 ()内は比例代表
383,930 (383,895)	367,832 (367,829)	751,762 (751,724)	66.08 (66.07)	67.50 (67.50)	66.77 (66.76)	平21. 7. 21 解散 ※ 小選挙区の候補者9区=5人、10区=4人、18区=5人 ()内は比例代表
351,908 (351,977)	332,960 (332,962)	684,868 (684,939)	59.77 (59.78)	59.52 (59.52)	59.65 (59.66)	平24.11.16 解散 ※ 小選挙区の候補者9区=4人、10区=5人、18区=5人 ()内は比例代表
321,419 (321,397)	304,971 (304,939)	626,390 (626,336)	53.95 (53.95)	53.36 (53.35)	53.66 (53.66)	平26.11.21 解散 ※ 小選挙区の候補者9区=4人、10区=3人、18区=5人 ()内は比例代表
321,287 (321,309)	311,803 (311,834)	633,090 (633,143)	51.65 (51.65)	51.80 (51.81)	51.72 (51.73)	平29. 9.28 解散 ※ 小選挙区の候補者9区=3人、10区=3人、18区=3人 ()内は比例代表
358,294 (358,316)	360,300 (360,327)	718,594 (718,643)	56.28 (56.29)	57.77 (57.77)	57.02 (57.02)	令3.10.14 解散 ※ 小選挙区の候補者9区=4人、10区=4人、18区=3人 ()内は比例代表
353,856 (353,849)	350,879 (350,895)	704,735 (704,744)	55.19 (55.19)	55.60 (55.61)	55.40 (55.40)	令6.10.9 解散 ※ 小選挙区の候補者9区=4人、10区=4人、 18区=5人、19区=6人 ()内は比例代表

市内居住者用投票所入場整理券様式

(表面)

市内	投票区	受付	頁	行

**衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査**

投票所入場整理券

投票日 令和6年10月27日(日)午前7時から午後8時まで

あなたの投票所

名簿照合

全	衆小	衆比	国審
---	----	----	----

この「投票所入場整理券」を投票所にお持ちください。
(お持ちにならなかった場合でも選挙人名簿の登録を確認の上、投票できます。)

地図

お問い合わせ

※この「投票所入場整理券」は選挙世帯の世帯主、一定期日前の住民票の記載に基づいた選挙人名簿から作成しています。転入や戸籍等の届出は期日より前までに済ませた方が確実です。

裏面も必ずお読みください。

(裏面)

選挙(投票日)当日に投票所に行くことができない方へ (同封のチラシを併せてご覧ください。) 1 お住まいの区(選挙人名簿登録地)の期日前投票所で投票する方法 右側の「請求書(兼宣誓書)」にご記入の上、お住まいの区の期日前投票所(区役所、支所、出張所等)へお持ちください。(他の区では投票できません。) <table><tr><td>期 間</td><td>10月16日(水) ~ 10月26日(土)</td></tr><tr><td>投票時間</td><td>午前8時30分から午後8時まで</td></tr></table> ※ただし、中原区の選挙人名簿に登録されている方が投票できる期日前投票所の国際交流センターのみ午前9時から午後8時までとなります。 2 お住まいの区(選挙人名簿登録地)以外の市区町村の選挙管理委員会 不在者投票をする方法 【投票用紙等の郵送には日数を要しますので、お早めに請求してください】 下記「投票用紙送付先」と右側の「請求書(兼宣誓書)」にご記入の上、表面右 下に記載のある区選挙管理委員会宛てに、この用紙を郵送(FAXやEメールは不 可)してください。 オンライン請求を行う場合は、区封のチラシまたは市HPをご覧ください。 投票用紙送付先(お住まいの区以外の市区町村の選挙管理委員会へ不在者投票をする場合) 〒 ※連絡先(携帯電話番号等) - - 上記の投票用紙送付先へ、投票用紙等を郵送しますので、お住まいの区以外の市 区町村の選挙管理委員会へお持ちいただき、その場で回収してください。投票した 投票用紙は、その後、当該選挙管理委員会に郵送されます。	期 間	10月16日(水) ~ 10月26日(土)	投票時間	午前8時30分から午後8時まで	期日前投票・不在者投票を行う方のみご記入ください。 請求書(兼宣誓書) 私は、第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、 次のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。 ・仕事、学業、その他の用務に従事 ・用事、レジャー等のため、投票所のある区域の外に外出、旅行、滞在 ・病気、負傷、出産、育児、身体障害等のため歩行が困難 ・住所移動のため、他の市区町村に居住 ・天災又は悪天候により投票所に行くことが困難 なお、不在者投票の場合は、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 <table><tr><td>フリガナ</td><td>生 年 月 日</td></tr><tr><td>氏 名</td><td>明・大・昭・平 年 月 日</td></tr><tr><td>現 住 所</td><td>表面記載の住所と同じ場合は記入不要です。</td></tr></table> 上記は実名であることを誓います。 令和6年 月 日 (期日前投票の場合は、投票する日をご記入してください。) <table><tr><td rowspan="2">期日前投票 票入箱</td><td colspan="3">交 付</td><td rowspan="2">点・代</td></tr><tr><td>全</td><td>衆小</td><td>衆比</td><td>国審</td></tr></table>	フリガナ	生 年 月 日	氏 名	明・大・昭・平 年 月 日	現 住 所	表面記載の住所と同じ場合は記入不要です。	期日前投票 票入箱	交 付			点・代	全	衆小	衆比	国審
期 間	10月16日(水) ~ 10月26日(土)																			
投票時間	午前8時30分から午後8時まで																			
フリガナ	生 年 月 日																			
氏 名	明・大・昭・平 年 月 日																			
現 住 所	表面記載の住所と同じ場合は記入不要です。																			
期日前投票 票入箱	交 付			点・代																
	全	衆小	衆比		国審															

市内居住者用投票所入場整理券様式

(表面)

市外	投票区	受付	頁	行

**衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査**

投票所入場整理券

投票日 令和6年10月27日(日)午前7時から午後8時まで

あなたの投票所

名簿照合
全 衆小 衆比 国審

投票日当日、川崎市で投票される場合は、この「投票所入場整理券」を下記投票所にお持ちください。
(お持ちにならなかった場合でも選挙人名簿の登録を確認の上、投票できます。)

地図

お問い合わせ

※この「投票所入場整理券」は発送準備の都合上、一定期間前の住民票の情報に基づいた選挙人名簿で作成しています。住所や戸籍等の所記時期により不一致の可能性がありますのでご確認ください。

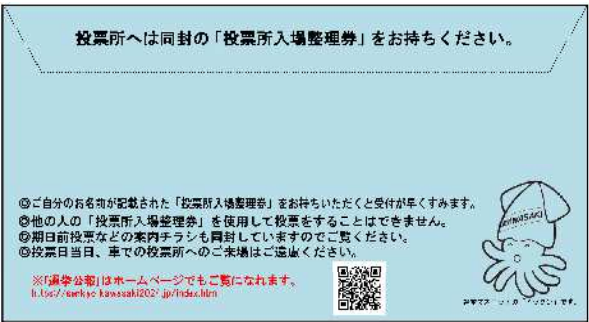
裏面も必ずお読みください。

(裏面)

投票方法のご案内 (同封のチラシを併せてご覧ください。) 次の方法で投票できます。 ただし、<u>新住所地の選挙人名簿に登録されているときは川崎市では投票できません。</u> 1 投票日当日、川崎市内の投票所(表南地図)で投票する方法 この「投票所入場整理券」を投票所へお持ちください。 2 川崎市のもの住所地の区(選挙人名簿登録地)の期日前投票所で投票する方法 右側の「請求書(兼宣誓書)」にご記入の上、もの住所地の区(選挙人名簿登録地)の期日前投票所へお持ちください。 <table><tr><td>期 間</td><td>10月16日(水) ~ 10月26日(土)</td></tr><tr><td>投票時間</td><td>午前8時30分から午後8時まで</td></tr></table> ※ただし、中原区の選挙人名簿に登録されている方が投票できる期日前投票所の国際交流センターのみ午前9時から午後8時までとなります。 3 新住所地の選挙管理委員会ですべて投票する方法 【投票用紙等の郵送には日数を要しますので、お早めに請求してください】 下記「新住所地(投票用紙送付先)」と右側の「請求書(兼宣誓書)」にご記入の上、表南右下に記載の区選挙管理委員会宛てに、この用紙を郵送(FAXやEメールは不可)してください。 オンライン請求を行う場合は、同封のチラシまたは市HPをご覧ください。 新住所地(投票用紙送付先) 〒 ※連絡先(携帯電話番号等) — — 上記の新住所地(投票用紙送付先)へ、投票用紙等を郵送しますので、新住所地の市区町村の選挙管理委員会へそのまま持参し、その場で投函してください。なお、投じた投票用紙は、その後、当該選挙管理委員会に郵送されます。	期 間	10月16日(水) ~ 10月26日(土)	投票時間	午前8時30分から午後8時まで	期日前投票・不在者投票を行う方のみご記入ください。 請求書(兼宣誓書) 私は、住所移転により川崎市以外の市区町村に居住しているため、第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。 上記は真実であることを誓い、また併せて不在者投票の場合は、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 <table><tr><td>フリガナ</td><td>生 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">氏 名</td><td>明・大・昭・平</td></tr><tr><td>年 月 日</td></tr><tr><td>現 住 所</td><td></td></tr></table> 令和6年 月 日 (期日前投票の場合は、投票する日をご記入ください。) <table><tr><td rowspan="2">票 目 入 場 券</td><td>交 付</td><td rowspan="2">点・代</td></tr><tr><td>全 衆小 衆比 国審</td></tr></table>	フリガナ	生 年 月 日	氏 名	明・大・昭・平	年 月 日	現 住 所		票 目 入 場 券	交 付	点・代	全 衆小 衆比 国審
期 間	10月16日(水) ~ 10月26日(土)															
投票時間	午前8時30分から午後8時まで															
フリガナ	生 年 月 日															
氏 名	明・大・昭・平															
	年 月 日															
現 住 所																
票 目 入 場 券	交 付	点・代														
	全 衆小 衆比 国審															

(参考)

封筒



宛名用紙

宛 名 用 紙	
この用紙は「投票所入場整理券」ではありません。	
この用紙は、選挙人名簿に記載された氏名を記載し、投票所へ持参していただくための用紙です。この用紙に記載された氏名を記載し、投票所へ持参していただくことが受付が早くなります。 ※この用紙に記載された氏名を記載し、投票所へ持参していただくことが受付が早くなります。	
第50回衆議院議員総選挙 第26回最高裁判所裁判官国民審査 投票日令和6年10月27日(日)	

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

川崎区

《投票日》
《投票時間》

10月27日(日)

※10月27日(日)の投票日は日曜日、投票入票準備を怠りに陥るおそれがあります。早めの準備をお願いします。
※投票の場には、ご自分のお名前が記載された「投票所入場準備券」をお持ちください。発行済の「券」が無くても、お持ちでない方の場合は、投票所入場券の「入場券控え」を必ずお持ちください。

※投票の場には、ご自分のお名前が記載された「投票所入場準備券」をお持ちください。
※投票の場には、ご自分のお名前が記載された「投票所入場準備券」をお持ちください。

《投票時間》
《投票時間》

10月16日(水)～10月26日(土)

《投票時間》
《投票時間》

朝7時30分～夜8時

※投票所は、投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。詳しくは、10月25日(土)26日(日)は、投票所に立ち入り禁止です。投票所は、投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。
※投票所は、投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。詳しくは、10月25日(土)26日(日)は、投票所に立ち入り禁止です。

《期日前投票所》
《期日前投票所》

川崎区役所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

大師支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

田島支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

《期日前投票所》
《期日前投票所》

川崎区役所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

大師支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

田島支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

《期日前投票所》
《期日前投票所》

川崎区役所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

大師支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

田島支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

《期日前投票所》
《期日前投票所》

川崎区役所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

大師支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

田島支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

《期日前投票所》
《期日前投票所》

川崎区役所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

大師支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

田島支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

《期日前投票所》
《期日前投票所》

川崎区役所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

大師支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

田島支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

《期日前投票所》
《期日前投票所》

川崎区役所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

大師支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

田島支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

《期日前投票所》
《期日前投票所》

川崎区役所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

大師支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

田島支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

《期日前投票所》
《期日前投票所》

川崎区役所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

大師支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

田島支所

※1階にある投票所「区」にあり、期日前投票が可能な投票所があります。

《期日前投票所》
《期日前投票所》

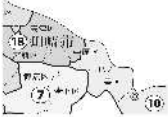
川崎区役所

※1階にある投票所「区」にあり、期

衆議院小選挙区の区割り変更のお知らせ

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区の区割りが一部変更され、中原区の全域が神奈川第18区となりました。
今回の選挙から、この新しい選挙区で選挙が行われます。

【変更前】



選挙区	中央区における区域
第10区	元1区と元2区の一部
第18区	元3区～元5区、元6区、元7区～元9区、 元10区～元12区、元13区、元14区～元17区、 元18区～元20区、元21区～元23区、元24区～元26区、 元27区～元29区、元30区～元32区

中央区は第10区と第18区との区別に、中央区内でも選挙区分かれていました。

【変更後】



選挙区	中央区における区域
第18区	中央区の一帯

中央区内の分界は廃止され、
 中原区と高津区で
 第18区を構成します。

お問い合わせ先

中央区選挙管理委員会
 電話 744-3128 Fax 744-3340
 川崎市選挙管理委員会
 電話 200-3425 Fax 200-3951

令和6年（2024年）10月27日執行 衆議院議員総選挙 177

10 市・区選挙管理委員会委員及び事務局（室）職員名簿

令和6年10月27日現在

市選挙管理委員会

委員 長	廣 田 健 一
委 員	露 木 明 美
委 員	山 田 晴 彦
委 員	宮 原 春 夫

幸区選挙管理委員会

委員 長	海老塚 美 子
委 員	乙 訓 豊 詞
委 員	鈴 木 利 一
委 員	佐 脇 久

市選挙管理委員会事務局

事務局 長	田 中 眞 一
選挙 部 長	山 川 浩 己
選挙 課 長	上 條 敏 男
課長補佐・管理係長	菊 地 眞 織
	谷 早 翔太郎
	仙 石 慧 哉
担当係長[啓発]	長谷川 中
選挙 係 長	窪 田 健 吾
	石 澤 史 寛
	矢 野 弘 貴
	鈴 木 貴 大
担当係長[改善・渉民]	中 川 直 樹

幸区選挙管理委員会事務局

書記 長	石 田 明 子
書記 次 長	茂 木 政 樹
選挙 係 長	鈴 木 哲 也
	吉 田 雄 斗
	木 下 美 憂
	廣 野 太 紀

中原区選挙管理委員会

委員 長	鈴 木 純 一
委 員	白 井 精 一
委 員	池 田 義 章
委 員	中 村 公 則

川崎区選挙管理委員会

委員 長	中 村 勇 一
委 員	倉 形 政 宏
委 員	横 山 俊 夫
委 員	保 科 健 治

中原区選挙管理委員会事務局

書記 長	今 村 健 二
書記 次 長	永 井 知 子
選挙 係 長	葛 原 淳
	石 丸 祥 伍
	藤 原 慎 太郎

川崎区選挙管理委員会事務局

書記 長	石 井 芳 和
書記 次 長	川 戸 大 輔
選挙 係 長	浅 野 洋
	上 萩 英里子
	小 俣 晃 基
	根 本 雄 介

高 津 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長	大 滝 幸 三
委 員	石 貫 玲 子
委 員	萩 原 勝 範
委 員	薄 典 子

多 摩 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長	上 原 宏 也
委 員	岡 本 恒 一
委 員	斎 藤 隆 司
委 員	掛 川 正 一

高 津 区 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 室

書 記 長	勝 野 隆
書 記 次 長	若 林 智
課長補佐・選挙係長	飯 塚 聡
	高 尾 明 弘
	小 宮 拓 之
	高 鳥 純 太

多 摩 区 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 室

書 記 長	前 田 明 信
書 記 次 長	大 塚 裕 司
課長補佐・選挙係長	中 込 浩 昌
	東 原 正 佳
	谷 口 京 平
	伊 藤 大 貴

宮 前 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長	藤 井 章 司
委 員	持 田 政 邦
委 員	吉 田 義 一
委 員	益 子 英 雄

麻 生 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長	岡 島 義 一
委 員	関 口 茂
委 員	石 川 恭 由
委 員	笠 原 勝 浩

宮 前 区 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 室

書 記 長	小 泉 幸 弘
書 記 次 長	渋谷 光 俊
課長補佐・選挙係長	渡 辺 悟 史
主 任	八 木 美智代
	本 宮 隆 広
	布 部 修 子

麻 生 区 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 室

書 記 長	岸 武 二
書 記 次 長	永 石 健
選 挙 係 長	渡 部 稔
主 任	池 田 直 樹
	浅 井 達 哉
	石 井 郁 海

令和6年10月27日執行

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
の記録

令和7年3月印刷

編集・発行 川崎市選挙管理委員会
印刷所 株式会社 ヨシダプリント
川崎市幸区戸手4-11-1



選挙マスコットの
「イックン」です。